

中国における記録媒体の変遷再考

文書料紙を中心として

小島 浩之

はじめに

本稿では文書料紙を中心に、中国における記録媒体の変遷を考察するものである。特に本書の各論考への導入ともなり得るように、紙の出現、唐宋時代の公文用紙、明代の公文用紙に焦点を絞って論述する。

中国ではもとより残存する伝世文書が少なく、学問に文書を利用するという考え方も育たなかったもので、伝統的な中国学では版本・鈔本(写本)を中心とした学問体系が構築されていた。また、古来より「文房四宝」といって、文人たちが筆・硯・紙・墨を収集し、鑑賞・愛用するなど、紙は芸術作品を構成する一部としてもてはやされた。このため、中国の紙の歴史については、技術史的観点からのもの、書籍史や印刷史・書誌学の一部としてのもの、芸術史的観点からのものに偏っており、そこで取り扱われるのはおのずと書籍や書画に使用される紙が中心であった。

既に別稿¹で論じているように、紙を構成する繊維や填料(添加物)などの自然科学的手法による分析においても、中国の場合は、写本や絵画の料紙分析が主であるか、文書と書籍・書画の料紙を同一組上で分析してしまっている。このため古文書学の形態論の一部門として文書料紙について議論をしたくとも、基盤となり得る研究が少ないのが現状である。

紙の歴史については、以前に中国を中心とする東アジアにおける記録媒体・記録材料の変遷と、その西洋への伝播について私見を述べたことがある(以下、前稿)²。これは収録先が最新の研究成果を盛り込んだ概説書であり、西洋にも目配りしたものであったことから、東アジアに関する言及や引用できる史料におのずと限界があった。また、前稿は文書だけに限らず広く記録媒体としての紙全般について述べたものであった。そこで本稿では、前稿のうち中国に関する部分について、本共同研究における各種成果を織り交ぜつつ再考しつつ、中国の文書に使われた料紙の変遷について文献学的見地から史料に即して概観してみたい。

なお、本稿において、記録媒体とは書写材料のうち紙のように記録される側の素材を、記録材料とは墨やインクのように媒体に情報を記す素材のことを指す。

1 紙以前の記録媒体

はじめに、紙が一般的に使用される以前に使われた記録媒体についてごく簡単にまとめよう。

表1は、紙より早くから使用されている記録媒体、記録材料・方法、使用文字の書体についてまとめたものである。ただし、この表に記した順序で記録媒体が発達したことを示すものではない。また、「記録材料」ではなく「記録材料・方法」としているのは、青銅における鑄造、さらには骨や石のように刃物で媒体に情報を刻むような場合、記録方法という方がより適切だからである。

甲骨とは殷代(B.C.16~B.C.11)後期に用いられた記録媒体で、主として亀の腹甲や牛の肩胛骨を使用した。殷では、絶対神である上帝の意を推し量る手段として、卜占(占い)が頻繁に行われ、

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

甲骨に孔をあけて火箸で焼灼することで表面に生じたひび割れから吉凶を判断したのである。占いが終わると一連の経緯・結果は、青銅製の三角刀で甲骨に刻まれた。この直線的な文字が最古の漢字書体として知られる甲骨文字である。

表1 記録媒体、記録材料・方法、記録文字（書体）対応表

記録媒体	記録材料・方法	記録文字（書体）
甲骨	(刻)	甲骨文字
青銅器	(鑄造)・(刻)	金文
簡牘	墨	隸書
布帛	墨	篆書・隸書
石	墨・朱・(刻)	篆書・隸書・楷書・行書・草書
紙	墨	楷書・行書・草書

また、古代の東アジアにおいて青銅器に鑄込まれた文字（刻まれたものも含む）を金文と呼ぶ。鑄造したての青銅は金色に輝いていたので、これを金と呼んだのである。青銅器は鑄型に高温で溶かした銅と錫を流し込んで作られる。文字はあらかじめ鑄型として整形されているので、記録媒体（青銅器）と記録文字（金文）が、同一工法（鑄造）で同時に出来上がるという特徴を持つ。つまり青銅器と金文の関係は、媒体・記録材料（方法）・文字が一体となっている点で、他の記録材料とは性格を異にする。

甲骨や青銅への記録は、一定の技術が必要なため誰もが利用できるものではなく、記録とは権力者のごく一部が占有するものであった。しかし戦国時代（B.C.403～B.C.221）になると、入手しやすい木や竹・布帛・墨といった記録媒体・材料が主流となり、記録という行為の裾野は徐々に広がってゆく。

中国では、記録媒体としての木や竹の札を総称して簡牘という。本来、簡とは細長い竹の札を、牘とは幅広の木札のことを指す。つまり、日本で、広く使われている「木簡」という用語は、漢字の原義からすると、まさに木に竹を接いだ不自然な用語なのである。ただし「木簡」はすでに人口に膾炙しているので、本稿でも「簡=竹材」、「牘=木材」といった厳密な使い分けはしない。

大庭脩は、ローマ時代の蝸板や、東南アジアの貝葉、ロシア中世の白樺文書などの例を挙げて、古今東西、板材や樹皮など木が記録媒体として使用され、コミュニケーションの手段となっていたことを指摘している³。このように、記録媒体としての木と竹を考えた場合、世界的な趨勢としては木を利用するのが主流であったが、竹を多く産する中国では事情が異なり、主として竹簡が利用されたのである。また、長文のものは簡を紐で繋げて一纏めにしていたので、規格品としての簡を量産するには木より竹の方が加工しやすかったのだという⁴。ただし、一度に多くの情報を書き込む必要がある場合や、加工・細工した札として利用する場合などは木が使われた。つまり中国では書写材料としての主流は竹でありつつも、竹と木は用途によってうまく使い分けられていたのである。

さて、秦漢時代（B.C.221～220）の竹簡の規格では、律令は三尺（約70cm）、儒教の経典は二尺四寸（約56cm）、軍事命令は二尺（約46cm）、皇帝の命令である詔は一尺一寸（約25cm）、一般用は一尺（約23cm）とされていた。標準的な竹簡の幅は約1～2cm、厚み2～3mmほどで、簡一枚で完結するもの（単独簡）と、複数簡を二本の紐でつないだもの（編綴簡）がある⁵。ここから、簡を並べて紐で繋いだ状態を表す「冊」、紐を表す「編」、編綴簡を収納時に丸めた状態を表す「卷」など、書物に関する漢字が生まれた。簡牘は記録媒体であるとともに、情報伝達媒体として国家の文書行政の中心を担っていた。このため文官は、文字を書くための筆と墨壺、文字の訂正のために簡牘を削る

小刀を携帯していた。ここから文官を指して「刀筆の吏」と呼んだのである。

木・竹以外に使われた記録媒体としては、石と布帛がある。

石には朱や墨を使って筆で文字を書く場合と、刃物で刻みつける場合（石刻）がある。金文の書形から発展した篆書は、秦の始皇帝（B.C.259～B.C.210）により国家の書体として規格化された。始皇帝は中国統一後、国内を4回にわたって巡狩し、自らの権威を誇示する七つの石碑を建てた。篆書はその一画一画に太細の強弱が付き、威風堂々とした謹厳な雰囲気醸し出すため、皇帝の威厳を石に刻んで表すにはよかったかもしれないが、官僚達が日常業務の中で能率的に文書を作成するための文字には適していなかった。当時の記録媒体の中心である竹は、縦方向に真っ直ぐ繊維が走っており、繊維の向きに逆らう横の筆画を滲ませずに文字を書くのは非常に難しい。そこで竹簡の表面に膠を塗って滲みを防ぐ方法があみ出された。また使用する文字には、波磔と呼ばれる独特の波打つようなハネをもつ隸書が登場し、運筆時の負担を減らして竹簡に早書きできるようになった。筆記用具としての筆も、これに対応するように、篆書用の平筆から筆先の尖った鹿の毛（鹿毫）の丸筆に移行したのである⁶。ところで、現代でも木や竹は表札や看板などに、石は碑などに使われており、記録媒体として現役を完全に退いたわけではない。ただし、これらは儀礼的・形式的に残された使い方にすぎず、普段使いの記録媒体とは言い難い。

一方の布帛とは、布地すなわち織物一般を指す言葉であるが、記録媒体としては絹布のことを指した。絹はシート状で軽い素材であるが、高価なため一般の人々はおいそれと使えなかった。ただし、後代には美しい紙を絹にたとえて「繭紙」と呼んだりするように、紙が追い求めた究極の姿は、絹布の色合い、風合いや柔らかさなのであった。次章の冒頭に示すように、記録媒体としての紙^{ペーパー}出現以前は、絹布が「紙」と呼ばれた時代があったことから、絹布の代用としての紙という意識がみてとれよう。

布の弱点は、紙以上に滲みが強く表れ、そのままでは文字を書くに堪えないので、やはり滲み止め（サイジング）が必要であることである。伝統的な滲み止め薬（サイズ剤）には、呉汁（生大豆をすり潰した汁）、松ヤニ、膠と明礬などがあるが、これらは長期的にみれば記録媒体劣化の温床となる。書写能率を上げるためのサイジングという改善は、劣化との格闘の歴史の幕開けでもあった。

2 記録媒体としての紙の登場

記録媒体としての紙の登場を史料から考える際に、最も有名なのが『後漢書』蔡倫伝の以下の部分である。

いにしえより文字は、竹簡を編綴したものに書かれ、^{きぬ}①縑帛を用いたものは「紙」と呼んでいた。^{うすぎぬ}縑は「薄くて軽いが」高価であり、簡は「安価な一方で」重く「嵩張ったので」、どちらも便利ではなかった。²蔡倫はそこで創意工夫して、樹皮・麻・ボロ布・「使い古しの」魚網などを使って紙を作り、元興元年（105）に皇帝へ献上した。皇帝は蔡倫の能力を褒め称え、以後、みなこれをこぞって使った。そこで世間ではこれを「蔡侯紙」と称賛したのである。⁸最初に注目したいのは下線①である。ここからは「紙」という文字が、元来は記録媒体としての縑帛を指す言葉であったことがわかる。これに関連して、蔡倫の時代から一世紀ほど後、東晋の王隱『晋書』の逸文には次のようにある。

魏の太和六年（232）、博士である河間の張揖が『古今字詁』を献上した。その巾部の「紙」と

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

は今の〔昏のこと〕であるので、文字が巾部に属しているのだとある。昔の〔記録媒体である〕素帛^{もとぎぬ}は、書物の分量により、適宜絹を切りそろえて、逐一数え上げて折り重ねた。そこで幡紙と名付けられ、〔紙という〕字は糸部に属する形声文字となった。後漢の和帝の元興年間に、中常侍の蔡倫は、ボロ布を擣判して紙を作った。これゆえその字は巾部に属し、〔紙と昏の〕発音は同じであっても、糸と巾は〔部首が〕異なるから、古紙が今紙〔と同じ〕とは言えない⁹。

これによれば、素帛¹⁰を書写材料としたものを「幡紙」¹¹といい、蔡倫のようにボロ布を擣判（もしくは擣判、後述）して作った書写材料を「昏」^{かみ}と表現したという。

織物も紙も繊維からなる点は同じだが、その製造工程は全く異なる。織物は、繊維を撚って作った糸を経緯^{たてよこ}に交差させることで平面を形作る。これに対して紙は、繊維を叩解^{こうかい}、すなわち、ほぐして柔軟にしたものを水中に分散させ、竹籤や茅、針金などで作った簀ですくい上げ、乾かしてシート状にしたものである。繊維の結合には決して糊などの粘着材を使っているわけではない。叩解によって繊維がほぐれると毛羽立ってささくれる（フィブリル化）。この細かな繊維の毛羽立ちが水を吸って絡み合った状態、化学的には水の分子で結びついた状態で脱水・乾燥すると、水素原子を介した酸素原子同士の結合（水素結合）が生じ強度が保たれる。つまり、強いしなやかな紙を作るためには、繊維を適度に叩解して相互に絡みやすくすることが非常に重要なのである。



図1 中国山東省の手漉紙（左は桁から簀を外している様子、右は紙の乾燥の様子）筆者撮影

先に三国時代の記録では、「ボロ布を擣（搗）判する」という表現がみられることを述べた。「擣」や「搗」とは砧で打って潰すこと、「判」とは切断することなので、「擣判」や「搗判」は叩解を意味する言葉にほかならない。

これらから、三国時代以前の「紙」と「昏」の相違を考えるに、「紙」とは、織物を利用した記録媒体に由来する言葉であるのに対して、「昏」は織物を一旦、叩解して繊維状にした上で加工し直した記録媒体を指す言葉だということがわかる。三国時代は、まだ簡牘・布帛・紙が併用されていたため、書写材料を示す文字として、織物を表す「紙」とペーパーを表す「昏」の使い分けがあった。史料からは、素帛すなわち「紙」を古紙、ペーパーすなわち「昏」を今紙と呼び分けてもいたことも明白である。

このように、ペーパーが登場する以前の二大記録媒体は、「簡」と「紙」であり、このうちシート状の記録媒体である「紙」は、当初は織物である絹布のことを指したが、その主流が「昏」に移行したことで、ついには「昏」のことを紙と表すようになったと言える¹²。前掲した王隱『晋書』はこの移行期の姿を如実に表している。

このことを踏まえて、再度『後漢書』蔡倫伝に立ち戻り、下線②「蔡倫はそこで創意工夫して、樹皮・麻・ボロ布・[使い古しの] 魚網などを使って紙を作」ったという部分について考察する。この部分の記述から、蔡倫は長らく紙の発明者とされてきた。ところが第二次大戦後、蔡倫以前の時代である前漢の紙が考古学的調査により次々と発見された。このため現在では、蔡倫を紙の改良者として位置付けることが学界の定説となる一方、前漢以前の紙は記録媒体というより、主として梱包・緩衝材としての役割を担ったものだと考えられている。もちろん文字のあるものも発見されてはいるが、勅山明が指摘するように安価で高品質な書写材料とは言い難いものであった¹³。蔡倫はこういった紙を書写に耐え得る質の高い素材へと改良したのである。では、この改良とは一体どのようなものであったのだろうか。

第一に、紙の原材料（紙料）の改良が挙げられる。梱包材として使われた前漢の紙は主として麻の繊維である。麻の繊維は長くて固く、新しい麻や布材を叩解して紙の原料にするには、時間と労力がかかるため極端に労働生産性が低い。わが国の「延喜式」に載せる古代の製紙工程から計算すると、約 2kg の紙料の調製に必要な合計日数は、楮が 8 日間であるのに対して麻は 30 日間、布材は 27.8 日間もかかるという¹⁴。この問題を根本的に解決するには、麻以外の調製しやすい新たな原料を見つけるか、麻の調製方法を改良する以外に方法はない。

そこで蔡倫は、麻以外の原料として樹皮を使用しはじめたのである。「延喜式」の記載において楮の樹皮が、麻や布地の 3 分の 1 の以下の日数で紙料にできることからわかるように、樹皮は生産効率のよい製紙原料である。このため蔡倫の改良以後、麻紙とともに多く使われたのはクワ科の木の子葉から作られる穀紙であった。紙の原料として利用される麻類や樹木の甘皮は、繊維分類上で韌皮繊維とされている。蔡倫の紙改良の意義の一つは、麻から樹皮へと紙原料としての韌皮繊維の可能性を広げた点にある。日本の伝統的な和紙の原料の楮・三桠・雁皮は、全て樹木の韌皮繊維を使用するので、蔡倫の紙改良の延長線上に和紙があるといっても過言ではない。

麻の調製方法の改良という点では、ボロ布や使い古しの漁網¹⁵等の使用を明確にしている点が特筆される。新しい麻繊維より使い古しの麻繊維の方が擦れて柔軟で叩解しやすいからである。ボロ布が叩解しやすい上に入手が容易で良質の紙原料となることは、ヨーロッパの抄紙の歴史をみれば明かであろう。ヨーロッパで中世以降使われた紙は、パルプの登場までは亜麻や棉の繊維が主体であった。これは寝具や衣類の古布など、亜麻や棉がヨーロッパにおいて入手しやすい抄紙に適した繊維だったからである。つまり原料の確保と叩解のしやすさから考えると、リネン紙やコットン紙が最も理に適ったものだったのである。

前漢の紙も廃物の麻きれや古布などの繊維からなっているが、主として梱包材であったという事実からは叩解技術の未熟さが指摘できるのである。蔡倫はボロ布や使い古しの漁網が抄紙に適していることを明確にし、適度なフィブリル化を促す叩解技術を開発したものと推測される。

第二に、書写材料として世間に紙が流布したという史料の記述からは、蔡倫の改良によって紙の生産効率が高められたことがわかる。道具や抄紙法にも何らかの改良が加えられたと推測されるが、史料から具体的なことはわからない。ただし、想像を逞しくすれば、次のようには考えられそうである。品質と生産効率を同時に上げようとするならば、一定時間内に均一の品質で一定枚数以上の抄紙がなされる必要がある。このためには、繊維が水中に常時均等に分散していなければならない。しかし、単に水と繊維を混合しても両者はすぐに分離してしまうので、常に紙料を攪

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

拌しなければならない。これでは効率が非常に悪く紙の品質にも差が出てしまう。紙の製造過程では、紙料に「ネリ」もしくは「ノリ」などと呼ばれる粘液（抄紙用粘剤）を加えることでこれを解決している。ネリを入れることで水にとろみが付き、水中に浮遊分散した繊維の沈降を適度に調製し、なおかつ繊維同士の絡みをよくして薄く強い紙を漉くことができるのである。こういったネリの使用は少なくとも唐代の紙に遡ることはわかっているが、その起源は明らかではない。しかし、生産効率と品質の向上を考えた場合、ネリの使用は不可避であって、蔡倫の改良によってネリを使った抄紙技法がみ出されたと考える方が、史料の内容とも整合性がとれるのである¹⁶。

品質という点では、サイジングの技術が確立されたとも考えられる。書写に適した紙であるという以上、出来上がった紙を磨いたり叩いたりすることで繊維を引き締めたり、サイズ剤を効果的に使用したりといったことが確立したと考えるのが自然であろう。化学的な調査では後秦の白雀元年（384）、西涼の建初十二年（416）などの紙にはサイジングの痕跡があるという¹⁷。サイジングじたいは、竹や絹の記録媒体には必須の工程であったから、紙への処置が蔡倫の時代に遡るとみてもあながち誤りではないだろう。

蔡倫の紙改良は、紙を作る工程の多方面に及んだ可能性が高いが、ここではひとまず生産性と品質の向上という部分に焦点をあてて史料の記述内容から考えてみた。もっとも蔡倫は、あくまで責任者・統括者であるから、実際の技術改良は彼の配下の技術工らによるものなのであろう。

3 簡牘・布帛から紙へ

蔡侯紙の出現後、簡牘・布帛がすぐに一掃され紙に置き換わったわけではない。簡牘と紙は用途によって使い分けられて併存し、簡牘や布帛から紙への切り替えは魏晋南北朝時代（184～589）を通じて段階的かつ漸次的に進行していった。典籍類は比較的早くに紙へと移行したが、形態と様式が不可分の関係にある行政文書や契約文書類、全国的な統一性を有する戸籍の類の紙への移行は、比較的ゆるやかに進んでいった。中央官府の発給する文書は、東晋末までは紙の方がより重要なものに用いられ、その後、重要度の低い内容の文書にも紙の使用が広がっていった¹⁸。

記録媒体としての紙が普及してゆく最も早い時期の文書の原物としては、龍谷大学所蔵の「李柏尺牘稿」が知られている。この文書は東晋・咸和三年（328）頃に、李柏という人物が行書で書いた手紙の草稿で、料紙は縦の長さ 23cm の古布を使用した麻紙である。この長さは一般用の竹簡の長さ（一尺）と同じであって、紙が竹簡の仕様を引き継いだ証拠だとされている¹⁹。

文書への紙の普及が進む一方で、故事や伝統を尊ぶような部分には竹簡、絹布、石の使用が残るといった逆転現象も見られるようになった。たとえば次の史料は唐代（609～907）における皇帝下達文書（王言）の料紙を規定するものである。

いま、冊書には竹簡を使用し、制書・慰勞制書・発日勅には黄麻紙を使用し、勅旨・論事勅書および勅牒には黄籐紙を使用する。赦書は諸州に頒下するのに絹を使用する²⁰。

このように、記録媒体が完全に紙に置き換わった唐代でも、公文書の記録媒体として竹簡や絹布が使われているのである。史料の中で竹簡の使用が規定されている冊書は、唐朝において最も格式の高い重要な王言であり、より具体的には封冊（竹簡）、祝冊（木版）、即位冊・哀冊・諡冊・封禪冊・公主冊（玉）など、実際は種類によって竹材、木材、石材が使い分けられていた²¹。また皇帝の特別の恩寵である恩赦の詔は、絹布に書かれて中央から発信された。紙の薄さは、偽造しにく

いという点では長所となり文書の信用を高める効果があった。しかし、逆に破れやすいという点では短所となり、その格式と内容の永久性を担保する必要から冊書には堅固な竹や木や石を、皇帝の徳を称揚し罪人の生死を左右する重要性から恩赦の詔には破れにくい絹布を、それぞれ使う必要があったのである²²。

また、紙は虫など生物による被害を受けやすく、これは昔も今も情報の保存という点において深刻な問題となっている。上元三年（676）閏三月の詔には、

制勅の施行に関しては、すでに恒久的な規則が定められており、昨今では白紙が使用されているが、虫害が多発している。これより、尚書省が諸司・諸州に頒下する制勅や州が県に下す制勅は、みな黄紙を使用せよ。制勅を受領した官府は、内容を斟酌した上で卷子に仕立て、内容の確認や検査に備えよ。²³。

とあって、皇帝の命令書である制（詔）や勅に白紙（染色していない白い紙）を使用していたところ、虫害が多発して、虫除けのために黄色に染色した紙に変更を余儀なくされたという。唐代の公文書は、差出と充所の上下関係により下行・上行・平行の3種があり、これらは、官府にあって常行される官文書、制勅など皇帝からの命令の王言、奏抄など皇帝の回答を必ず伴う「皇帝上呈文書」などに細分される²⁴。唐朝では、貞観十年（636）に初めて制勅に黄麻紙が使用されるようになり²⁵、上元三年に改めて黄紙使用の命令が出されていることから、制勅の料紙は「白紙（唐初）→黄紙（貞観十年）→白紙→黄紙（上元三年）」と変遷しているように受け取れる。もしくは、唐初から上元三年までは黄白が混在して使われつつも、白紙が優勢であったと考えるべきかもしれない。

ところで、史料の下線部分は唐代の文書行政を考える上で大変興味深い。この部分、『冊府元龜』明版は「尚書省頒下諸司・諸州及下県」（尚書省の諸司・諸州に頒下する及び県に下すは）とするが、『冊府元龜』宋版は引用したように「尚書省頒下諸司・諸州及州下県」（尚書省の諸司・諸州に頒下する及び州の県に下すは）とし、『春明退朝録』卷下所引の『唐日曆』は、「尚書省頒下諸司及州下県」（尚書省の諸司に頒下する及び州の県に下すは）とする²⁶。『唐六典』に、管隸関係にある官府間の下行文書「符」の説明として、「尚書省が州に下し、州が県に下し、県が郷に下すは、皆な符と言う」²⁷とあるように、「尚書省→州（または府、都督府）→県」の順に命令が下されてゆくのが原則である。制勅の送達には符が伴うので、尚書省が直接に制勅を送達するのは中央諸司と州であって、県へは州から改めて符を付して送られるはずである。これを踏まえるに、『冊府元龜』明版の句作りでは、中央諸司・諸州と県は区別されているものの、「下県」の主語が「尚書省」になり、『春明退朝録』では「下県」の主語は州と明示されているが、逆に尚書省から制勅を下す充所が諸司だけになっており、いずれも正確性に欠ける。このため、『冊府元龜』宋版の「尚書省頒下諸司・諸州及州下県」という記述が正しいと理解する。

先に見た「赦書は諸州に頒下するのには絹を使う」とする皇帝下達文書の料紙規程は、この点を裏付ける傍証史料となろう。皇帝の恩寵である恩赦は、天下に普く知らしめる必要があるにもかかわらず、中央発出の文書料紙規定において充所を州までしか想定していないのは、県以下への赦の伝達に中央が直接関与していないことを示している。同様に『大唐開元礼』卷一三〇には地方官府における制勅の宣読儀礼を載せているが、「皇帝遣使宣撫諸州」（『通典』卷一三〇は「皇帝遣使詣諸州宣撫」）、「皇帝遣使詣諸州宣詔書券会」（『通典』卷一三〇は「皇帝遣使詣諸州宣制券会」）、「皇帝遣使詣諸州宣赦書」といずれも州での儀礼のみである。つまり皇帝の恩寵に関わる制勅の宣読は、

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

中央からの使者が県城において行うことを原則として想定していないことがわかる²⁸。このように当該史料は、中央諸司や諸州への文書の送達と諸県への文書の送達を区別し、中央から地方への命令は原則として州止まりであって、県以下への周知が必要なものは、各州において「謄本」を作成の上で管轄下の県へ指示したということを示すものといえる。

吐魯番出土文書の中には、西州都督府が配下の官司から紙の請求を受けて処理した所謂「請紙文書」が複数ある。これらのうち、大谷五八三九号文書および黄文弼『吐魯番考古記』所収「虞候司及法曹司請料紙牒」（原文書は所在不明）は、黄紙の請求に関する記録として知られ、地方官府において制勅の書写が黄紙でなされたことの証左とみなされてきた²⁹。先行研究はいずれも単に地方官府（地方官庁）という言葉で一括りにしているが、これまでの議論を踏まえれば、より具体的には州・府・都督府といった県より上位の組織において、県以下の組織へ制勅を頒下するための「謄本」作成に必要な黄紙の請求書類なのであった。

このように、地方の末端まで周知すべき中央からの命令は、州（府・都督府）を充所として下された文書を州で必要数を黄紙に謄写して、管轄する諸県に周知するというしくみが構築されていたとみて間違いあるまい。久保田和男は宋代の赦書の伝達を考察し、州において県以下への翻録が行われたことを論じており³⁰、小林隆道は北宋の嘉祐八年（1063）から熙寧年間（1068-1077）の寺院への賜額勅牒は、州に発出された勅牒を州において翻録したものであったとしている³¹。詳しくは本書の橋本論文が論じているが³²、こういった「謄報」（宋代）、「謄黄」（明代）などと呼ばれるしくみの淵源は、少なくとも唐代まで遡ることは明らかである。

制勅は官府への指示や百姓への布告のほか、告身（辞令書）として官僚の任免にも使われた。厳密に言えば官僚に手渡されるのは、制勅奏抄による皇帝の意思を奉じた尚書吏部（もしくは兵部）による符式文書であるが、律令の規定ではこれらは王言に準じるものとして扱われた³³。同じ制勅であっても告身の料紙は、装飾を施した加工紙が使用されていた。宋・蘇易簡の『文房四譜』に「唐初の將軍・宰相用の告身もまた、銷金牋と金鳳紙を使用して書かれており、他〔の官僚の告身〕はみな魚牋と金牋である。」³⁴とあって、唐初から上級官僚には表面に金を散らした料紙や金泥により鳳凰を描いた料紙が、中下級の官僚には魚牋や金牋と呼ばれる料紙が使われていたことがわかる。一方で、天宝十三載（754）には、授官の告身には蜀（四川省）の大麻紙を使うように勅が出されている³⁵。告身に使用する紙は年間膨大な量にのぼるので³⁶、生産地や紙種の急な変更が可能だとは考え難い。すなわち、この勅の含意するところは、告身の料紙が唐初以来から多くを蜀の麻紙に負っている事実を前提として、この伝統を追認・強化したものと解釈すべきであろう。李肇の『唐国史補』には、代表的な蜀の紙として麻面牋・屑末牋・滑石牋・金花牋・長麻牋・魚子牋・十色牋の7種を挙げる³⁷。告身が蜀の麻紙を使っていたという前提に立てば、『文房四譜』でいう中下級の官僚の告身の料紙である魚牋とは魚子牋に、金牋は金花牋に比定されよう³⁸。

以上、魏晋南北朝時代から唐代前半期への公文書の料紙の変遷について、皇帝下達文書を中心にみてきた。主要な記録媒体が簡牘から紙へと完全に切り替わった唐代において、皇帝下達文書の主要な料紙は黄麻紙と黄籐（藤）紙であった。麻紙は藤紙より歴史的にも古く質も良い格上の紙であり、文書の重要度と料紙の種類には相関関係が見出される³⁹。ただし、皇帝下達文書の中でも特殊な冊書は竹・木・玉といった前時代の記録媒体を引継ぎ、恩赦の制書である赦書は州への頒下までは絹布が、州から県へは黄紙が使用され、官僚の辞令書である告身には制勅の基本料紙である麻紙に装飾を施したものが使用されていた。唐代の公文書は、汎用的用途のものと専用的用

途のものに二分でき、制度の変更や拡張、政治体制の変化によって、汎用的な文書から必要に応じて限定型・専用型などの文書が生み出されていったと考えられる⁴⁰。赦書は制書の用途を限定したものであり、告身は制勅奏抄の専用型とみなせるだろう。これらの料紙が汎用的な制勅と異なることから、文書の機能や用途と料紙の種類の間にはある種の相関関係があると推測し得る。

4 唐後半期の文書料紙

唐後半期の文書料紙については、李肇『翰林志』に載せる次の記述がよく知られている。説明の都合上、史料は前後二段に分けてある。

赦書・德音・立后・立皇太子・[行]大誅討・三公や宰相の[任]免・將軍の任命は制と言ひ、みな白麻紙を使用して、印を使用しない。……(中略)……賜与・徵召・宣索・処分は詔と言ひ、白藤紙を使用し、軍隊を慰撫するには、黄麻紙を使用し、いずれも押印する。上奏に対する皇帝からの回答文書には、印を使用しない。太清宮と道觀の薦告の詞文は、青藤紙を使用して朱字[で書くので]、これを青詞と言つた。諸陵の薦告の上表と内道觀敷道文は、いずれも白麻紙を使用する。……(中略)……將軍や宰相の告身には、金花五色綾紙と担当官府の印を用いる。

吐蕃贊普への書状と別録(贈呈品リスト)には、金花五色綾紙・上白檀香木真珠瑟瑟鈿函・銀鑲を使用する。回紇可汗と新羅王・渤海王への書状と別録には、いずれも金花五色綾紙・次白檀香木瑟瑟鈿函・銀鑲を使用する。諸蕃の軍長・吐蕃の宰相・回紇の内外宰相・摩尼以下への書状と別録には、いずれも五色麻紙・紫檀香木鈿函・銀鑲を使用する。[これらの書状と別録には]いずれも印を使用しない。南詔および[南詔の]大將軍や清平官への書状には、黄麻紙を使用し、[文書の]発出は中書省に付して奉行させ、翰林院に送付して函を封じること以外は回紇と同様である⁴¹。

一見すれば明らかなように、後段に例示されているのは王言のうち外交文書について、前段は外交文書以外の王言について用途と記録媒体や記録材料などとの対応が例示されている。『唐六典』では、王言を①冊書(立后・建嫡、封樹藩屏、寵命尊賢、臨軒備礼)、②制書(行大賞罰、授大官爵、釐革旧政、赦宥降慮)、③慰勞制書(褒贊賢能、勸勉勤勞)、④発日勅(増減官員、廢置州県、徵發兵馬、除免官爵……)、⑤勅旨(謂百司承旨而為程式、奏事請施行者)、⑥論事勅書(慰諭公卿、誠約臣下)、⑦勅牒(隨事承旨、不易旧典)の7種に分類する⁴²。『翰林志』前段で「制」の用途として挙げられているものをこれと比較するに、立后・建儲(立太子)は冊書の立后建嫡、赦書は制書の赦宥降慮、德音と[行]大誅討は制書の行大賞罰、[拜]免三公宰相と命將は制書の授大官爵に比定される⁴³。このように『翰林志』の「制」は、唐代前半期の王言のうち冊書と制書の内容を含むものである。前節でみたように制勅の料紙は開元年間までに、白紙→黄紙→白紙→黄紙と変化してきており、玄宗朝以後に再び白紙も使用されるようになったことがわかる。

一方、『翰林志』で「詔」として用途が列挙されているものは、『唐六典』などに記される唐前半期の文書の種類や用途と厳密に対応させることは難しい。ただ、唐代の王言の料「紙は麻紙を格上となし、藤紙がこれに次ぎ、これにより軽重の辨別をしていた」⁴⁴ことから判断すれば、白藤紙を使用する「詔」の用途は、「制」より相対的に重要度の軽い内容であることは明らかだろう。一般に、制勅は事の軽重によって使い分けられ制は重く勅は軽いもの⁴⁵と解されていることから、敢

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

えて言えば、『翰林志』の「詔」とは、『唐六典』で言うところの発日勅、勅牒、勅旨などに相当する可能性が高い。

『翰林志』は皇帝の命令を「制」と「詔」に二分しているが、『唐六典』などに記される唐代の制度では制と詔は同じものを指す。当初、詔であったものが、則天武后期に武後の諱「墨」と音を通じることから制に改められ⁴⁶、以後、唐末まで原則として制が使用される。一方で『翰林志』は、元和十三年（818）に実際に翰林学士に就任した李肇の記録であるから、唐代後半期の実情をかなり正確に伝えていると考えられる。では『翰林志』の「制」「詔」の区分をどのように考えればよいのだろうか。筆者は『翰林志』の「制」「詔」の区分は、翰林院における通称であったと考えたい。同じ史料中の青詞は通称であって、これが翰林院内で通行していたという事実があるので、執務の都合上、同一の文書料紙を使用するものについて、翰林院内で便宜的に名称を付与することは十分にあり得ることである⁴⁷。

軍隊の慰撫に黄麻紙を使用したとあるのは、おそらく論事勅書の用途の一部ではないかと推測され⁴⁸、青藤紙を使った青詞は皇帝祭祀における祝文であって冊書の祝冊（祝板）に該当する⁴⁹。白麻紙を使用する諸陵薦告上表や内道観嘆道文も祝文・祭文の類と言えるだろう。将相の告身は、先に見た銷金牋や金鳳紙から金花五色綾紙に変わっている。前二者は蜀の大麻紙であったが金花五色綾紙はどのような紙であったのだろうか。唐末の楊鉅『翰林学士院旧規』には旧例として、宰相などの告身に使用する紙として「五色背綾金花紙」という表現が見られる⁵⁰。単純に字面からすれば、五色の紙に金を散らして文様（花は文様の意味）を表現し、綾織物で表装したものと考えられる⁵¹。唐後半以降の告身は軸および表紙付の卷子に仕立て上げられるようになり⁵²、さらに唐末になるとその費用を「告身錢」と称して授与者から徴収するようになる⁵³ことが知られているが、唐代における綾紙とは装飾のある高級紙を綾織物で裏打ちしたものである⁵⁴。なお、後述するように宋になると告身に綾織物そのものを用いるようになり、五代以降は「告身」の通称として「綾紙」という言葉も使われる。このことを念頭に置くに、唐代において告身の素材の一部に綾織物が使われるようになったことは、告身の記録媒体が紙から綾へと変化する過渡期の事象として注目に値しよう。

さて、『翰林志』の後段は、外交文書とそれに附帯する別録⁵⁵に関する料紙等の例示である。これは『唐六典』の分類であれば慰勞制書もしくは論事勅書に該当する。皇帝と受信者の関係は、その時々政治的、社会的な力関係により変化するものであって、絶対的不変的なものではない。外交文書は特にこの影響を受けやすく、ここに例示された内容は『翰林志』執筆当時の国際状況を率直に表現したものではあるが、永格と言われるような絶対不滅の規定ではない⁵⁶。

このように『翰林志』に載せる文書の種類と用途は、『唐六典』による唐前半期の諸制度と完全に乖離しているわけではなく、むしろ『唐六典』の描く制度を基盤として当時の国家にとって必要かつ重要なものを発展・展開させたものと言うべきであろう。一方で、その料紙に目を転じれば、文書の種類とそれに対応する料紙の関係は完全に再編、細分化されていることに気が付く。唐後半期になると、優秀な官僚が翰林学士として集められ、中書舍人（知制誥）とともに草制の一翼を担うようになる⁵⁷。宋代になると、天子の直接の命令（内制）を起草するのが翰林学士、宰相からの命令（外制）を起草するのが知制誥（中書舍人）という区分ができ、前者が起草したものを翰林制詔、後者を中書制誥と区別するようになった。しかし、唐後半期においては、翰林学士と中書舍人は兼任も多く、両者の間に明瞭な職務分掌は確立されていなかったとされている⁵⁸。

李肇とほぼ同時代の人である韋執誼の『翰林院故事』には、

故事には「中書省は黄白二種類の麻紙をもちいて、皇帝の制勅の軽重の辨別をしていた。」とあるが、近年では、[中書省から] 発出されるのは黄麻紙[の制勅]のみである。白麻紙[の制勅]はすべて翰林院が担当しており、国政の重要事項・将軍や宰相の任免・德音・赦宥でなければ、白麻紙によることはできない⁵⁹。

とあって、白麻紙は翰林院、黄麻紙は中書省という使い分けがなされており、また翰林学士が掌る文書専用の印も中書の印とは別に置かれるようにもなったという⁶⁰。翰林学士と中書舎人は兼任することも多かったので、完全な分業にならないまでも、唐後半期になり、制勅の決定や内容にまで皇帝が深く関与するようになると、重要なものは皇帝に近侍する翰林学士の起草にかかることとなり、それらが宋代的な翰林制詔の範囲へと収斂していったと考えられるのである⁶¹。

古来より皇帝の詔勅は黄紙・黄卷・黄詔などと呼ばれ、黄色は皇帝の文書の色として広く認知されていた。大庭脩によれば、東晋から南朝においては「木は紙に劣り、白は黄に劣る」というのが記録媒体に対する中国人の観念であったという⁶²。しかし黄白の使用区分が、制勅の内容ではなく、起草担当部局によるものとなった唐代後半期においては、必ずしも黄が上位で白がそれに次ぐとは言えないと考えられる。『翰林志』も『翰林院故事』も重要な王言が白麻紙に書かれたという点で一致しており、唐代後半期の翰林学士の官僚制度における重みを考えるに、白紙が黄紙より軽いものとは断言し難いのである。そもそも、前節で見たように、唐初および高宗の一時期はもっぱら白紙が利用されており、唐代において白紙を尊ぶ傾向は古くからみられていた。ここから考えるに、唐には「皇帝の紙＝黄色」という伝統的な観念と白紙を尊ぶ新たな観念の双方があり、両者のせめぎ合いが、制勅の料紙を黄紙と白紙の間で二転三転させる事態を生み出したと言えるかもしれない。これらの点については、少し慎重に考察を進めるべきであるが、ひとまずは白を重視する観念もあった可能性が高いことを指摘し、後攻を俟つことにしたい⁶³。

さて、これまで公文書中の皇帝下達文書の料紙、つまり皇帝が使用する紙の話題に終始してきたので、次に官の使う紙すなわち官文書の料紙に関して筆者の考えるところを述べる。

次の『旧唐書』の記述は、先の『翰林志』とほぼ同時代のものである。

勅[の原案]に同意できない部分があり、原勅の後に批(判断)を書き加えるにおよんで、担当の胥吏が「[批は]別に白紙[に書いて]貼り連ねてください」と言ったので、[門下給事中の李]藩は「別に白紙に批を書[いて原案に貼り連ねるの]は、上奏文[に対する批]の場合であり、制勅原案への批ではない」と応じた⁶⁴。

門下給事中は、制勅(王言)原案や上奏文(皇帝上呈文書)の内容をチェックして必要なら差し戻す権限を有している。制書案・発日勅書案・勅旨案など王言の内容に対して異議を唱えこれらを却下することを「封還」、尚書各部の奏抄案・露布案や御史台の奏彈案など皇帝上呈文書を却下することを「駁正」といい、両者を併せて封駁と呼んだ⁶⁵。この史料からは、同じ門下省による文書原案の却下でも、王言の封還と皇帝上呈文書の駁正とでは使用される用紙や方法が異なっていたことが窺える。史料から確実にわかるのは駁正の場合であって、門下給事中の審査結果・判断は白紙に書いて原案に貼り連ねたようである。担当の胥吏は、王言案の却下についても同様の方式で処置しようとしたため、李藩にたしなめられたのである。一方の封還の場合の処理方法については明示されていない。このため白紙を使ったことが誤りなのか、批を記した用紙を原案に貼り連

らねたことが誤りなのか、両者ともに誤りなのか判然としない。

封駁による制勅の差し戻し先は、王言であれば中書省、皇帝上呈文書であれば尚書六部、御史台や官僚個人などであり、いずれも門下省との間に直接的な管隸関係はない。このため、双方のやりとりは、上行・下行・平行の枠組みにとらわれない文書様式である牒が使用された⁶⁶。このため門下省の批も最終的には門下省牒として発信されたことになる。ただし、先の史料からすれば、同じ門下省牒とはいえ、文書の充所によって料紙の種類や文書処理の方法が異なっていた。牒は、上行・下行・平行さらには個人・官府を問わず広く利用されるという多機能な文書様式であった。これまでも牒の機能の相違が、書き出しや書止めの文言の相違に反映していることは指摘されてきた。先の『旧唐書』は、こういった文書の機能の相違が、従来から知られる文字に関わる文書の構成要素だけでなく、料紙の種類や文書処理の方法などにも反映されていたことを示している。

これら官文書には、常留文書（永久保存用文書）と非常留文書があり、非常留文書の保管期限は三年であった⁶⁷。竺沙雅章は唐と宋の官文書の保管期限について考察し⁶⁸、唐宋で異なるところは、宋においては保管期限が十年であること、獄案（裁判関係書類）が永久保存文書になったこと、保管期限を過ぎて廃棄された文書は官用に充当し、余りは出売して公使銭という機密費にできたことを論じている。特に第三点目については、官文書の廃紙が高い価格で買い取られて二次利用されたのは、当時の米価と比較しても紙価が高く、官文書の紙質も良いので裏面が十分に印刷できるほど丈夫であったからだとする。竺沙は慶元令においてはじめて官用充当の条項が付け加わったとするが、「故紙判」という判文からは、州において保管年限を経過した官文書は、唐代でも州の裁量で出売できたことがわかる⁶⁹。唐代後半期ともなれば、この収益は公用銭として計上され、税収からの一般財政とは区別された州独自の財源の一部として利用されたはずである⁷⁰。

唐代の製紙業の特徴について、斯波義信は「概して麻紙ついで藤紙のごとき厚手、重厚な、高価な牒紙、敕牒紙が、宮廷・官衙の貢納や、貴人文人の書冊・文藝の消費に関連して特殊化され、記録にも多く留められたが、未だ日常的な廣い販路や嗜好の分化を充分示すほどには一般化していない」⁷¹と述べている。このことからすれば、官文書の古紙は宋代以上に貴重で高価な存在であり、古紙の出売によって多額の収益が期待できたことは想像に難くないであろう。

5 宋代以降の紙と公文書の料紙

300年ほど続いた唐朝が倒れると、中国は五代・十国の分裂時代（907～960）を迎え、これを再び統一したのは宋朝であった。ただし、宋は途中で、北方にできた異民族王朝の金（1115～1234）に中国北部を占領されてしまう。このため、首都が黄河中流域の開封にあった時代を北宋（960～1127）、首都が南の臨安（現在の杭州市）に移り、事実上中国の南半分のみ勢力となつてからを南宋（1127～1279）と呼ぶ。その後、モンゴルが中国に侵攻して元朝（1271～1368）をたて100年ほど支配したのち、中国は再び漢民族の明朝（1368～1644）が建国されるのである。この唐から明までの間、紙にかかわる重要な転換期が二つあった。

一つは唐から北宋にかけての印刷の勃興である。唐代に始まった印刷は五代を経て北宋で花開き、以後、官刻（官による出版）・私刻（私学や個人による出版）・坊刻（民間書肆による出版）あわせて膨大な量の書物が出版されるのである。公文書に関しても、唐代は必要枚数を全て書写により作成したのに対し、宋代では全国に同内容で周知するものなどは印刷を用いるようになる。当然、紙も量産されたと考えられ、出版業と製紙業は結びつきの強い産業となつていった。



図2 南宋時期浙江・江西・福建略地図

南宋になると、首都の臨安から経済の重要拠点である福州や泉州までは、一旦、現在の江西省に入って上饒付近から南下し、建陽（建寧府）を経由するのがメインルートであった。この官道沿線、特に上饒から建陽にかけては製紙・印刷業が盛んな地域である⁷²。建陽は周辺の麻沙、書坊なども含めて南宋時代に一大出版地として名を馳せたところであり、建陽刻本、建本、麻沙本、閩本など、当該地域名が書誌学用語に多く冠せられている。

出版業の隆盛にともなって、江西・福建周辺で多く生産されたのは竹を原料とした竹紙である。竹の産地である福建周辺において、種類も豊富で生長の早い竹は大量消費の紙として利用するのに最も適した原材料なのであった。また、竹紙は薄くなめらかで墨のりが良く、宋代以降に印刷用紙として普及してゆく。既に論じたように、蔡倫の紙改良の意義の一つは、麻だけでなく樹皮へと紙原料としての靱皮繊維の範囲を広げたことにあった。これに対して、宋から明にかけては、樹皮に加えて竹や稲藁といったイネ科の植物が製紙原料に加わり発展する時代、これを繊維分類上の変化で言えば、製紙原料として靱皮繊維のほかに茎稈繊維⁷³が加わり、後者が主流となってゆく時代だといえる。製紙原料という観点からみた場合、これは蔡倫以後における造紙改良の一大画期とみなさねばならない。これが筆者の考える二つ目の転換期である。

ただし、固い竹の繊維を良質の紙ができる程度まで叩解することは、高度な技術を要するため、明代後期になるまで竹紙の評価は存外低いものであった。北宋の政治家であり書家でもある蔡襄は、進行中の裁判関係書類が劣化するなど、長期保存に竹紙が不向きなため、管轄下の役所内において官文書への不用意な使用を禁止したという⁷⁴。前節で触れたように裁判関係書類は永久保存文書であるにも関わらず、竹紙の書類は加速度的に劣化し保存に耐えうるようなものではなかったのである。こういった北宋での事例が影響してか、南宋の法令集である『慶元条法事類』には、「制勅・赦書・德音の『謄本』を作成する場合、料紙には黄紙の胡粉を用いていないものを使用し、皇帝への上奏や帳簿・裁判書類には、屑骨紙（麻紙）⁷⁵や竹紙・棧紙（加工紙）を使ってはならない。」⁷⁶とあって、長期保存を要求される書類への竹紙使用を禁じている。麻紙や加工紙の使用も同列に禁じているのは、竹紙と逆でこれらが高級紙だからであろう。宋代公文書の料紙は、唐代公文書の料紙の中心であった麻紙でもなく、また竹紙でもないとなれば、一体どのような紙であったのだろうか。結論から言えば、宋代の公文書料紙は楮・桑・カジなどを中心とする楮紙系統の紙が

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

中心であった。これは、楮紙が廉価かつ薄手の紙であることで実用性を重んじる宋代の市場の嗜好と合致し、麻紙・藤紙に代わり一般化したため、官用紙という大量消費を独占することができたためである⁷⁷。北宋末から南宋にかけての政治家である葉夢得によれば、「白麻」とは池州（安徽省）の楮紙のことであったという⁷⁸。ここから宋代で白麻紙や白紙と言えば麻紙ではなく楮紙を指していたことが知られ、宋代の文書料紙における麻紙利用の凋落と楮紙の盛行の影響を垣間見ることができよう。次の元朝でも同様に楮紙の全国普及はめざましく、費著の『蜀錢譜』は、広都（現在の四川省）の紙には仮山南紙・仮榮紙・冉村紙・竹糸紙の四種があり、いずれも楮紙であったこと、公文書・私文書ともに帳簿や契約書類・地図や戸籍・文書には、みなこの楮紙を使用したことなどを述べている⁷⁹。

また『宋会要輯稿』には、北宋の公文書の料紙について規定した紙式の一部が残っている。これによると、北宋の公文書料紙は「長さが二尺三寸（約70cm）であること、製造地が洪州・歙州であること、中書省・樞密院・学士院以外は一等下の黄紙を使用すること、詔勅用以外の官文書の料紙はどれも薄い色に染める」⁸⁰とされている。黄紙に等級があり、中書省・樞密院・学士院とそれ以外の官府で使用するものが区分されていたことは興味深く、ここから、地方官府等で詔勅の「謄本」に用いる黄紙は、中央から出される「正本」に比べて等級が一段落ちるものであったと推測される。

6 明代公文書の料紙と周辺諸国への影響


前章までに見てきたように、唐から宋にかけて公文書の基本料紙は麻紙や藤紙から楮紙に切り替わり、元においても楮紙の使用が踏襲された。これは、告身や度牒などの一部を除いて、皇帝下達文書たる王言や聖旨、官府内で常行される官文書など、公文書であれば種類を問わない原則であったと考えられる。

明代公文書のうち、わが国にもたらされた皇帝下達文書の詔勅について、国内に現存が確認されているものは、相国寺所蔵「永楽五年明主勅書」【口絵2】、沖縄県立博物館・美術館所蔵「成化二十三年勅諭」、徳川美術館所蔵「永楽五年成祖永楽帝勅書」【口絵1】、藤井齊成会有鄰館所蔵「宣徳八年勅諭」、宮内庁書陵部所蔵「万暦二三年勅諭」の5通である⁸¹。このうち相国寺所蔵「永楽五年明主勅書」は楮と三桮の混合紙、沖縄県立博物館・美術館所蔵「成化二十三年勅諭」は三桮紙であることが繊維分析から確定しており⁸²、徳川美術館所蔵の「永楽五年成祖永楽帝勅書」も表面観察の結果、同様に三桮もしくは三桮・楮の混合紙であると推察される⁸³。このように現物史料から判断する限り、明代公文書のうち皇帝下達文書については樹皮紙が使われていたと考えるべきであろう。高島晶彦は、ベトナム皇帝の文書料紙や日本の天皇が使用する紙がいずれも沈丁花科の繊維であることは、中国皇帝の使用する三桮紙（三桮は沈丁花科）から影響を受けたことを推測している⁸⁴。管見の限り中国皇帝の紙が沈丁花科の繊維であることを示す文献史料はなく、また現物からの分析も僅かであるため直接的な証明はできかねるが、非常に興味深い説である。これが正しければ、永楽五年（1407）の勅書が楮と三桮の混合紙であり、成化二十三年（1487）の勅諭が三桮の単独紙であることは、永楽から成化への80年間に、宋から元まで皇帝下達文書の主役を務めてきた楮紙が三桮紙へと遷移した、つまり桑科から沈丁花科へと料紙の主要な繊維が変遷した証となる可能性も秘めている。

明代後期の文人官僚である屠隆は、永楽年間に江西西山に官営製紙場が置かれ、最も厚く大き

くて良い紙を「連七」や「観音」と呼んだことや、当時の主要な紙種について論じている⁸⁵。丁春梅は陳沂『畜徳録』との照合から、この史料で言及される酒金箋と呼ばれるものが、明代の外交文書に使用された紙であるとする⁸⁶。また劉仁慶は、この官営製紙場で漉かれたのは楮皮を原料とした幅広の紙であったとし、これらの紙は歴史上に江西皮紙と総称されて名を留めるだけであるとするが、その典拠は未詳である⁸⁷。明末の技術書である『天工開物』の皮紙の項⁸⁸によれば、樹皮紙には綿紙（楮紙）や桑穰紙（桑紙）など単一の繊維を主とするもののほか、樹皮と竹や稲藁との混合紙があるという。単に皮紙と言えばこの混合紙のことを指したらしい。少なくとも『天工開物』には、江西の中夾紙という混合紙の記述が見られるので、江西一帯で楮を原料とした紙が漉かれていたことは確かなようである。

このように文献史料の記述からは、永楽年間に江西に官営製紙場が置かれたこと、皇帝下達文書の料紙もここで漉かれたこと、江西で楮を原料とする樹皮紙が漉かれていたことはわかる。一方、日本に残された現物史料から、皇帝下達文書の料紙を構成する繊維が楮単独もしくは楮と三桮の混合であることも証明されている。この両者を総合して考えるに、根拠の明示はなされていないものの劉仁慶の江西皮紙に関する理解は、おそらく的を射たものなのであろう。後述する明代の竹紙への評価も考え合わせるに、明代の官営製紙場で作られた「良」とされる紙や、外交に使用される文書の料紙は樹皮紙であったと結論付けるのが最も妥当だと考えられる。

反対に、公文書のうち皇帝下達文書以外の官文書には、竹紙使用の範囲が順次拡大していった。これを裏付けるように、わが国に残された明代の官文書のうち、明朝から秀吉の配下に出された任官通知書の割付⁸⁹や明使から対馬宗氏への官文書である咨⁹⁰には、いずれも竹紙が使われている。また、 2 の上饒の南、福建省との境界付近で広く生産された竹紙は、明代になると連史紙と呼ばれて珍重されるようにもなり、ある種の竹紙は高級紙の一隅を占めるようにすらなった。しかし明代後半期に至っても、「福建の竹紙は小さくて黒ずんで脆く、印刷も誤りだらけで、品質は最低だが価格が最も安い」（胡應麟）⁹¹とか、「現在（明後半期）に至っても、剛連紙・連七紙⁹²や毛辺紙といった竹紙は、非常に劣化しやすく、入手するとすぐにボロボロになってしまう。それなのに人々が喜んでこれを使用するのは廉価だからである。毛辺紙の用途は、上は上奏文から下は書簡に至るまで、あまねく天下に広まっているが、少しでも湿り気を帯びればすぐに劣化し、保管しておけばすぐに虫がつき、紙の中では最も劣った品質である」（謝肇淛）⁹³などと、竹紙は大量生産品で安く入手できる反面、その品質への評価は散々な言われようである。清代になると、紙の主要な原料は品質順に楮・竹・草（稲藁など）の三種であり、竹紙は普通紙、楮紙は高級紙という位置づけであった⁹⁴。清代になり、竹紙はようやく一般紙としての地位を確立するようにはなったが、品質評価では楮紙についぞ及ばなかったのである⁹⁵。

一方で竹紙が生産されないわが国において、竹紙は舶来品として価値を高めていった。その象徴的な例が、醍醐寺所蔵の「後醍醐天皇宸翰天長印信」と対馬藩が偽造した朝鮮国書である。「後醍醐天皇宸翰天長印信」の料紙は竹紙であり⁹⁶、平安時代以降に中国から輸入され、上流階級に用いられた「から紙」もしくは「蠟箋」と呼ばれるものである⁹⁷。前述のように、中華皇帝の紙は宋代以後明代まで樹皮紙が使われたのに対し、竹紙は清代でようやく普通紙と認識された。つまり、中華皇帝の立場からすれば、竹紙は蕃国に供与して差し支えないレベルの紙なのであった。ただし、「から紙」（蠟箋）は装飾を施した加工紙という点では付加価値があり、日本で産しないという

点で竹紙は稀少性を帯びていた。こういったところから、文書料紙として中国では評価の低い竹紙が、日本では高い評価を受けるという逆転現象を生み出すことになった。

近世の朝鮮国書には対馬藩が偽造したものがあがるが、田代和生らの調査によって真書は楮の打紙、偽書は竹紙もしくは竹紙と楮紙の貼り合わせで、後者の場合の表面は竹紙であることが確認されている⁹⁸。そもそも朝鮮半島で竹紙は作られていないので、偽造に竹紙を用いるというのは辻褃の合わない話である。これは「竹紙=舶来品」という日本人の感覚を巧く利用したもので、竹紙であれば高級かつ海外からの文書であると信じこませることができると考えたからではなかろうか。もしくは、「海外の紙=竹紙」という思い込みから、当然のように竹紙を使ったということなのかもしれない。

このように、日本には独自の竹紙に対する価値観や評価があり、それは中国における文書料紙や、東アジアの外交関係における竹紙の位置づけや価値観とは異なることに注意を払わねばならない。また、中国の紙というと漢籍の紙に目を奪われがちであるが、前述したように漢籍の料紙が竹紙であるのは、大量印刷・出版に適しているからであって、これをもって文書料紙の世界と同一視してはならないのである。

7 告身から誥勅へ

唐から明への公文書の記録媒体の変遷において、特異な変化を遂げてきたのが辞令書で、六朝時代から宋代までは「告身」と呼ばれた⁹⁹。もっとも宋代になると、制度上は「告身」という言葉が残るが、誥命・告勅・官告・綾紙あるいは付身などといった用語で通用しており、明清時代になると誥命・勅命（両者を併せて誥勅）と呼ばれるようになる。告身は単なる任官通知書ではなく官を化体する機能を有していた。このため、刑罰の減免や、父祖の恩蔭を受ける際には、受給者とその一族にある種の特典を保障する権利証書にもなった¹⁰⁰。

唐代告身の料紙は、装飾を施すなど加工された大麻紙が使用されており、官爵の上下により数種類の紙が使い分けられていた。唐後半になると、告身は高級紙に綾織物で裏を打ち、軸と表紙付けて卷子仕立てになった。ここから綾紙という告身の通称が生まれ、さらに唐末以降は任官者から作成費用（告身錢）を徴収するようになるのは、既に論じたところである。

『宋会要輯稿』職官や『宋史』職官志を概観すると、宋の告身は綾紙を用い、その種類や装幀については官爵の品階の高下によって規定されていることがわかる。また素材については、北宋末の宣和元年（1119）の史料に、

官告院の製造する告身や祭祀用の器物、あらゆる綾錦を用いるものについて、勝手な類似品の紡織・販売・使用は、告発を許し、告発者には賞錢三十貫を与える¹⁰¹。

とあって、北宋末の綾紙が官告院で織られた綾や錦であったことがわかる。北宋の告身は「熙寧二年（1069）司馬光告身」（熊本県立美術館所蔵）、「元祐元年（1086）司馬光告身」（台湾故宮博物院所蔵）、「元祐三年（1088）范純仁告身」（藤井有鄰館所蔵）の計三通が現存しており、いずれも絹織物である¹⁰²。少なくとも熙寧年間以降の告身は絹織物であることは、現物資料から明らかである。

南宋になると告身が絹織物であることを示す史料は多くある。南宋初の建炎三年（1129）六月十八日の詔では、

封贈用の辞令書について、もし綾羅が不足すれば、ただちに絹を補充せよ。よって左蔵庫から絹布三百疋、ついで色錦五十五疋を支給して製造させよ¹⁰³。

とある。封贈とは、官僚の配偶者や親族に官爵や称号を恩典として与えることを指し、封とは存命の者に与える場合を、贈とは死後に与えるものを言う。この詔は封贈により官爵称号を受ける際の辞令書の記録媒体が不足した際に、左蔵庫の絹布・色絹から補充することを命じている。また、紹興六年（1136）二月には、綾紙や度牒を偽造したものは、律に定める制書偽造罪¹⁰⁴により処断せよとの詔が出されている。この詔が出されたのは、官告院が使用している綾紙の花文様は不統一で偽造しやすいので、文思院に命じて別に一律の花文様を織らせ、さらに綾の表面に文字符号を織らせたものを告身専用とする旨の上奏があったからだという¹⁰⁵。現存する南宋告身のうち「淳熙五年（1178）呂祖謙告身」（個人蔵）には、花文様を織り込んだ上に「文思院制勅綾」という文字が配されており¹⁰⁶、紹興六年の詔の記述を裏付けている。なお、羅大経『鶴林玉露』巻二には「告身は制綾をもってこれをつくる」¹⁰⁷とあって、料絹の織り方は綾織であったという。

これらの史料から南宋の告身の書写材は、紙ではなく綾絹であったことがわかるのである。なお、前掲の宣和元年の史料において、官人への告身と並んで僧尼への度牒にも絹織物が使われている点は興味深い¹⁰⁸。『大宋僧史略』の註には、唐の度牒は綾絹や綿布に鈿軸をつけたものであって、官人の告身に等しいと書かれている¹⁰⁹。この認識が正しければ、既に唐において度牒や告身の記録媒体が紙から綾に変わっていたことになるが、他に実証し得る材料もないので、ひとまず可能性として留めておきたい。

元朝になると、辞令書の素材は紙に戻ったようである。元末明初の人である葉子奇が撰した『草木子』には、

元の宣勅にはみな紙を使用する。一品から五品までは「宣」の様式とし、紙の色は白とする。

六品から九品までは「勅」の様式とし、紙の色は赤とする¹¹⁰。

とあって、続けて、綾織物より紙の方が簡便で安上がりである点から元朝の辞令書の素材を評価している。

明の辞令書は、五品以上を誥命、六品以下を勅命と呼び、両者を併せて誥勅という。誥勅の素材については、誥命には五色の「紵糸」を、勅命には純白の綾織物を用いるとされている。勅命の素材については東京大学総合図書館所蔵の「明孝宗皇帝弘治勅命（弘治十八年（1505）八月二十日勅命）」の調査により、綾織であることを確認した¹¹¹。一方の誥命に関しては「紵糸」が何を指す言葉であるか、現物資料からの正確な確認はなされていなかった。染織研究者の間では「紵糸＝縹子織物」という理解が通行していたため、筆者もこれまで同様の説明をしてきた¹¹²。

今回の共同研究において、筆者らは「万曆二十三年（1595）豊臣秀吉誥命（綾本墨書明王贈豊太閤冊封文）」（大阪歴史博物館所蔵）【口絵 16】と「天啓二年（1622）某氏誥命零文」（東京大学史料編纂所所蔵）の2点の明代誥命の実物¹¹³を熟覧する機会に恵まれた。目視での観察において、いずれの誥命も組織点が斜めに現れる綾織の特徴を備えており、「紵糸＝縹子」という従来の理解に疑問を感じざるをえなかった。詳細は本書の河上論文¹¹⁴を参照されたいが、大阪歴史博物館所蔵の豊臣秀吉宛誥命を子細に調査した限りにおいて、誥命はやはり綾組織であった。ただし、これをもって「紵糸＝縹子」という概念がただちに否定されたわけではない。織を子細に検討すると、書写に適したものとするために、単なる綾ではなく様々な染織上の工夫が凝らされており、誥命の素材において「紵糸」という用語の指す意味の確定には、他の現物の詳細な調査を含めて後攻を俟つこととしたい。ひとまずは、河上の主張する「雲鶴錦」という言葉でまとめておくのが妥当であろう。

むすびにかえて

以上が筆者の現在考えるところの、紙の出現から始まって、唐から明に至るまでの記録媒体としての中国公文書の概要である。ただし、筆者の力不足と資料の残存状況から、遼や金については何も触れられず、元以降についても雑駁な記述となってしまった。この点は、今後改めて史料と現物の狭間で試行錯誤しながら研究を進めていきたい。

筆者は以前に明代の勅命について論じた拙稿の中で次のように述べている¹⁾。

大庭脩氏によれば、明代の誥勅の特徴は「皇帝が直接官封を受ける者にあてて命を發し、文中に『爾何某』と呼びかける形式になっていること」であり、こういった上意下達の形式こそは、皇帝権力の強化を示しているという。このため、文書中に唐・宋時代の辞令書（告身）に見られるような官僚の決裁・簽書の跡は無く、元代の六品以下の辞令書（勅牒）における宰相の署押も無い。これは、時代とともに文書発給過程を示す痕跡が少なくなっている、文書の発給がより直接的で簡略化されてきているとも言える。

ただし、辞令書の材質ということになると、他の王言と異なり、紙に比べて扱いが難しい絹織物を使用している。これは発給過程の簡略化とはあまりに対照的である。大庭氏は「木から紙へと変った辞令書は、宋代には絹となり、明では錦となる」と述べている。しかし元の辞令書は紙であり、より精確に言えば、辞令書の材質は木→紙→布→紙→布という変化を辿る。誥勅は皇帝の命令書であるから、その様式や材質の変化には、国家の意思が介在していると見なければならない。これら文書様式や書写材料の変化について、政治的背景までを含めた考察は、今後の課題とし他日を期すことにしたい。

本稿がこの時に課題とした内容を全て解決したとは言い難いが、辞令書だけでなく公文書全般に話題を広げて、ひとまずの回答を提出し、改めて大方の批正を仰ぎたい。

【謝辞】大阪歴史博物館、上杉神社、熊本県立美術館、相国寺、東京大学史料編纂所、徳川美術館、毛利博物館、には貴重な史料の熟覧調査を許可いただき、米沢市上杉博物館の角屋由美子氏と相国寺承天閣美術館には調査への多大なご協力を賜った。末筆ながらこの場を借りて御礼申し上げたい。

¹ 小島浩之「中国古文書料紙研究への視角」湯山賢一編『古文書料紙論叢』勉誠出版、2017年。

² 小島浩之「何に記録を残すのか：『紙』の誕生とその伝播」豊田浩志編『モノとヒトの新史科学：古代地中海世界と前近代メディア』勉誠出版、2016年。

³ 大庭脩『木簡：古代からのメッセージ』大修館書店、1998年。

⁴ 富谷至『木簡・竹簡の語る中国古代：書記の文化史』増補新版、岩波書店、2014年。

⁵ 竹簡は一枚一行を原則として文字が書かれたが、幅が広く二行にわたって文字を書ける簡や、複数面に文字を書ける簡など、用途によって様々な型式がみられた。

⁶ 藤枝晃『文字の文化史』（講談社学術文庫版）、講談社、1999年（初出1971年）。

⁷ ただし、石刻は前掲註4富谷『木簡・竹簡の語る中国古代』（55～56頁）も述べるように、耐久性・恒久性という石の素材としての特質を生かして、立碑や墓誌などの永続性を期待され、かつ場所という限定要素の加わる特殊な記録媒体であった。このため石は紙より早く記録媒体として使われはじめ、現在でも使用されるものではあるが、甲骨から紙へと繋ぐ記録媒体の一つとして位置付けることはできないのである。

⁸ 『後漢書』列伝六八・蔡倫伝

自古書契多編以竹簡、其用縑帛者謂之為紙。縑貴而簡重、並不便於人。倫乃造意、用樹膚・麻頭及敝布・魚網以為紙。元興元年奏上之、帝善其能、自是莫不從用焉、故天下咸稱蔡侯紙。

⁹ 『太平御覽』卷六〇五、紙

王隱晉書曰、魏太和六年、博士河間張揖上古今字詁（原文は詰に作る）。其中部紙今〔帑〕也、其字從巾。古之素帛、依書（原文は旧に作る）長短、隨時截絹、枚數重沓。即名幡紙、字從糸、此形聲也。後和帝元興中、

中常侍蔡倫、以故布擣剉作紙。故字從巾、是其声雖同、糸巾為殊、不得言古紙為今紙。

この史料は原文のままでは理解し難い部分があり、次の『初学記』と『事物紀原』の記事を参照しつつ、字句を補って訳出した。なお、成立年代からすれば徐堅の『初学記』が最も古い、『初学記』の記述は『東観漢記』と王隱『晋書』をまとめたものなので、王隱『晋書』の逸文をそのまま引用したものとしては『太平御覧』が最も古くなる。また『事物紀原』は、静嘉堂文庫所蔵の南宋・慶元三年刊本のほか、明の正統九年陳華刻本（陳刻本）と正統一二年閻敬刻本（閻刻本）を参照した。

『初学記』卷二一、文部、紙

古者以縑帛、依書長短、隨事截之。名曰幡紙、故其字從糸。貧者無之、或用蒲写書、則路温舒截蒲是也。後漢和帝元興、中常侍蔡倫、剉故布擣抄作紙。又其字從巾。東観漢記云、黄門蔡倫典作尚方作昏、所謂蔡侯紙是也。又魏人河間張揖上古今字詁、其巾部云、紙今昏、則其字從巾之謂也〔見漢記及王隱晋書〕。

『重修事物紀原集』(南宋刊本) 卷一六、什物器用門、紙【J-DAC 提供「静嘉堂文庫宋元版」データベース】

王隱晋書曰、魏大和六年、張揖云、古之素帛、依書長短、隨事截維、枚数重沓。名番紙、故從糸。後漢和帝元和中、蔡倫以故布擣剉作之、故從巾。

『事物紀原』(陳刻本) 卷一六、什物器用門、紙【東京大学東洋文化研究所蔵本・漢籍善本全文影像資料庫】

王隱晋書曰、魏太和六年、張揖云、古者用素帛為書。隨事長短裁截、惟計數重沓。名曰番紙、故其字從糸。後漢和帝元和中、蔡倫以故布、擣剉作之、故字從巾。今写昏字是也

『事物紀原集類』(閻刻本) 卷八、什物器用門、紙【台湾新興書局影印本】

王隱晋書曰、魏大和六年、張揖云、古之素帛、依書長短、隨事截繙、枚数重沓。名番紙、故從糸。後漢和帝元和中、蔡倫以故布擣剉作之、故從巾。

- 10 漉き上げたままの紙を素紙、素紙に何らかの加工を施した加工紙のことを熟紙とすることから考えれば、「素帛」という表現は、織り上げた無加工の生地という意味であろう。
- 11 史料によっては「番紙」もしくは「繙紙」とも書く。先の王隱『晋書』は「書物の分量により、適宜絹を切りそろえて、逐一数え上げて折り重ねた」ことが語源であるとしている。帛書を細長いのぼり旗に見立てたことによる命名であるようなので、旗の意味を有する幡字を使って「幡紙」とするのが妥当であろう。また、ここから「幡紙」は簡牘のような卷子仕立てにせず、適宜切りそろえて折りたたんで保管したことがわかる。
- 12 記録媒体としての縑帛を指す「紙」という文字が、蔡侯紙の出現によりペーパーの意味に置き換わっていったことは、靱山明「簡牘・縑帛・紙：中国古代における書写材料の変遷」(『秦漢出土文字史料の研究：形態・制度・社会』創文社、2015年(初出2011年))も別の角度から詳細に論じている。
- 13 前掲註12 靱山「簡牘・縑帛・紙」参照。なお、同論文では蔡侯紙出現以前のペーパーを表わしているのが、『後漢書』外戚伝にみられるメモ用紙としての「赫蹠」という言葉だと推測する。
- 14 大川昭典・増田勝彦「製紙に関する古代技術の研究」『保存科学』20、1981年。
- 15 『後漢書』には単に「魚網」としか書かれていないが、『太平御覧』卷六〇五、紙には、「董巴記曰、東京有蔡侯紙、即倫也。用故麻名麻紙、木皮名穀紙、用故魚網作紙名網紙也。」とあり、魚網が使い古しの「故魚網」であったことがわかる。
- 16 一般的に、ネリの存否と密接に関わるものとして漉き方(抄紙法)の発展が説明されてきた。すなわち、中国で当初行われ、日本古代に伝来した抄紙法は溜漉であったが、ネリを加えることで、水にとろみがつくため、左右前後に簣桁を揺り動かして調子をとる和紙の漉き方(流漉)が完成したと説明されてきた。しかし近年、ネリを利用した抄紙法は、東アジアに共通のものだとすべきという見解が出され、たとえば湯山賢一は「蔡倫が開発した技法は『ネリ』を用いたところに最大の特徴があると推測」する(「古代料紙論ノート：『延喜式』にみる製紙工程をめぐる」『古文書の研究：料紙論・筆跡論』青史出版、2017年(初出2010年)154頁)。本稿では紙幅の関係から、抄紙技法の相違についてはあまり触れないが、ネリの有無が抄紙技法の改良に深く関わるものであることを指摘しておく。
- 17 潘吉星『中国造紙技術史稿』文物出版社、1979年、61-62頁(日本語版：佐藤武敏訳『中国製紙技術史』平凡社、1980年、111頁)、同『中国造紙史』上海人民出版社、2009年、160頁。
- 18 前掲註4 富谷『木簡・竹簡の語る中国古代』191~193および216~218頁。このほか、前掲註12 靱山「簡牘・縑帛・紙」、大庭脩「魏晋南北朝告身雑考：木から紙へ」(『唐告身と日本古代の位階制』皇學館出版部、2003年(初出1964年))も参照。
- 19 前掲註6 藤枝『文字の文化史』162頁。なお、李柏尺牘稿に関する最新の古文書学的研究に、荒川正晴「西域長史文書としての『李柏文書』」(白須淨眞編『大谷光瑞とスヴェン・ヘディン：内陸アジア探検と国際政治社会』勉誠出版、2014年)がある。荒川は、李柏尺牘稿が、古文書学でいうところの「正校案文」として発出元に留め置かれたものだと推測する。
- 20 『唐六典』卷九、中書省、中書令職掌之条原註
今、冊書用簡、制書・慰勞制書・発日勅用黄麻紙、勅旨・論事勅及勅牒用黄籐紙。其赦書頒下諸州用絹。
- 21 詳細は中村裕一『隋唐王言の研究』(汲古書院、2003年)20~22頁および『唐代制勅研究』(汲古書院、1991年)745頁以降を参照のこと。
- 22 前掲註12 靱山「簡牘・縑帛・紙」は、縑帛が高級な紙として紙と共存してゆくことを指摘している。なお、ヨーロッパでは紙が普及した後も、羊皮紙は特に国王や皇帝、教皇などが発給する文書や聖書、また写本用の資材などとして、重要なものや格式の高いものに使われ続けていた。これは、東アジアで紙普及以降も、

1 総論：料紙および料紙調査方法の諸問題

故事や伝統を尊ぶようなものには竹簡・石・絹の使用が残った事実とも符合し、大変興味深い。

- 23 『冊府元龜』(宋版) 卷六〇、帝王部、立制度一
〔上元〕三年閏三月詔曰、制勅施行、既為永式、比用白紙、多有虫蠹。自今已後、尚書省頒下諸司・諸州及州下県、宜並用黃紙。其承制勅之司、量為卷軸、以備披檢。
- 24 詳細は拙稿「唐代公文書体系試論：中国古文書学に関する覚書(下)」(本書所収)を参照。
- 25 『春明退朝録』卷下、所引『唐日曆』
唐日曆、貞觀十年十月、詔始用黃麻紙写詔勅。又曰、上元三年閏三月戊子勅、制勅施行、既為永式、比用白紙、多有虫蠹。自今已後、尚書省頒下諸司及州下県、宜並用黃紙。
- 26 前掲註 25 『春明退朝録』参照。
- 27 『唐六典』卷一、尚書都省、左右司郎中・員外郎職掌条原註
尚書省下於州、州下於県、県下於郷、皆曰符。
- 28 ただし、「皇帝遣使宣撫諸州」のみ末尾に「若在諸県宣勞・版授、如在州之儀。…」とあって、直接県に制勅を携えた中央からの使者が出向く場合もあることがわかるけれども、これは個別の褒賞として中央から直接に県へと伝達される例外的なものである。
- 29 内藤乾吉「西域発見唐代官文書の研究」(『中国法制史考証』有斐閣、1963年所収(初出1960年)、250~265頁)、および前掲註 18 大庭「魏晋南北朝告身雑考」10~11頁を参照。
- 30 久保田和男「宋朝における地方への赦書の伝達について」『史滴』33、2011年。
- 31 小林隆道「宋代賜額勅牒と刻石：石刻『文書』の原文書復元への指向性」『宋代中国の統治と文書』汲古書院、2013年。
- 32 橋本雄「徳川美術館所蔵『成祖永楽帝勅書』の基礎的考察」(本書所収)
- 33 前掲註 24 拙稿「唐代公文書体系試論」。
- 34 『文房四譜』卷四、紙譜
唐初、将相官告、亦用銷金牋及金鳳紙書之、余皆魚牋・花牋而已。
- 35 『冊府元龜』卷六三〇、銓選部、条制二
〔天宝〕十三載三月二十八日勅、為授官取蜀郡大麻紙一張写告身。
- 36 唐代における毎年の告身発給総枚数を具体的に示す史料は管見の限り知り得ない。ただし『唐会要』の次の史料などからは、その多さと発給業務の煩雑さが窺える。
『唐会要』卷七四、選部上、吏曹条例
〔開元〕二十二年七月六日、吏部尚書李嵩奏曰、伏見告身印与曹印文同、行用參雜、難以区分。望請准司勳・兵部印文、加告身兩字。從之。
『唐会要』卷五七、尚書省諸司上、尚書省
〔貞元〕十一年十月、罷吏部・司封・司勳写急書告身官九十一員。自天宝以来、征伐多事、每年以軍功官授官十万数、皆有司写官告送本道。兵部因置写官告官六十員、給糧、經五年後酬以官。無何、吏部・司封・司勳・兵部、各置十員。大曆已後、諸道多自写官告、急書官無事、但為諸曹役使、故宰臣請罷之。
- 37 『唐国史補』卷下
紙則有越之剡藤・苔牋、蜀之麻面・屑末・滑石・金花・長麻・魚子・十色牋、揚之六合牋、韶之竹牋、蒲之白薄・重抄、臨川之滑薄、又宋毫間有織成界道絹素、謂之烏糸欄・朱糸欄、又有繭紙。
- 38 魚子牋とは一種の透かし入りの紙(水紋紙)のことで、型押しして紙面に凹凸を付けるため、光の向きによって文様が浮き出す紙(研花水紋紙)のこと。詳細は前掲註 17 潘『中国造紙技術史稿』85頁(日本語版151~153頁)、同『中国造紙史』241頁を参照。金花牋(金花箋)については本稿で後述。
- 39 前掲註 24 拙稿「唐代公文書体系試論」。
- 40 前掲註 24 拙稿「唐代公文書体系試論」。
- 41 『翰林志』(宋・洪遵『翰苑群書』所収(知不足齋叢書本))
凡赦書・德音・立后・建儲・[行]大誅討・[拜]免三公宰相・命将日制、並用白麻紙不用印。…(中略)…
凡賜与・徵召・宣索・処分日詔、用白藤紙、凡慰軍旅、用黃麻紙、並印。凡批答表疏、不用印。凡太清宮・道觀薦告詞文、用青藤紙朱字、謂之青詞。凡諸陵薦告上表・内道觀歎道文、並用白麻紙。…(中略)…
凡将相告身、用金花五色綾紙・所司印。凡吐蕃贊普書及別録、用金花五色綾紙、上白檀香木真珠瑟瑟鈿函・銀鑲。回紇可汗、新羅・渤海王書及別録、並用金花五色綾紙、次白檀香木瑟瑟鈿函・銀鑲。諸蕃軍長・吐蕃宰相・回紇内外宰相・摩尼已下書及別録、並用五色麻紙、紫檀木鈿函・銀鑲。並不用印。南詔及大將軍・清平官書、用黃麻紙、出付中書奉行、卻送院封函与回紇同。
- 42 『唐六典』卷九、中書省、中書令職掌条
凡王言之制有七。一曰冊書〔立后・建嫡、封樹藩屏、寵命尊賢、臨軒備礼、則用之。〕、二曰制書〔行大賞罰、授大官爵、釐革旧政、赦宥降慮、則用之。〕、三曰慰勞制書〔褒贊賢能、勸勉勤勞、則用之。〕、四曰發日勅〔謂御画發日勅也。増減官員、廢置州県、徵發兵馬、除免官爵、授六品已下官、処流以上罪、用庫物五百段・錢二百千・倉糧五百石・奴婢二十人・馬五十疋・牛五十頭・羊五百口已上、則用之。〕、五曰勅旨〔謂百司承旨而為程式、奏事請施行者。〕、六曰論事勅書〔慰諭公卿、誠約臣下、則用之。〕、七曰勅牒〔隨事承旨、不易旧典、則用之。〕。
- 43 德音が行大賞罰に該当することは、前掲註 21 中村『隋唐王言の研究』172頁および『唐代制勅研究』170頁を参照。また、「大誅討」を「[行]大誅討」、「免三公宰相」を「[拜]免三公宰相」とすべきことについては、

- 内藤乾吉「敦煌出土の唐騎都尉秦元告身」（前掲註 29『中国法制史考証』所収）58 頁および 62 頁の補注 1 に指摘があり、これに従った。
- 44 『石林燕語』卷三
唐中書制詔有四。封拜冊書用簡、以竹為之、画旨而施行者曰勅牒、用黃麻紙、承旨而行者曰勅牒、用黃藤紙、赦書皆用絹黃紙、始貞觀間。或云取其不蠹也。紙以麻為上、藤次之、用此為重輕之辨。
- 45 滋賀秀三訳註「名例」『訳註日本律令』五、東京堂出版、1979 年、54 頁。
- 46 『旧唐書』卷六、則天皇后紀
載初元年春正月、神皇親享明堂、大赦天下。依周制建子月為正月、改永昌元年十一月為載初元年正月、十二月為臘月、改旧正月為一月、大酺三日。神皇自以墨字為名、遂改詔書為制書。
- 47 実際の史料上では、制詔勅が混用されると指摘されている（前掲註 21 中村『唐代官文書研究』13～17 頁および同『唐代制勅研究』39～45 頁。）が、本稿で論じたように「詔」は翰林院が掌る白藤紙を使用する文書の通称として使われ、「詔」の用途・様式は『六典』でいう勅の範囲内にあったとすれば、こういった混用についても別の角度からの説明が可能であるかもしれない。
- 48 『冊府元龜』卷五五〇、詞臣部、総序には『翰林志』と同様の制・詔の定義に続けて「慰撫軍旅之書」とあり、軍隊を慰撫する文書を「書」としている。書とは書簡のことであるから、皇帝の書簡でかつ内容的に小事であるから論事勅書の系譜を引くものとみて相違ないだろう。
- 49 太清宮の告薦の祝板が青詞に変更されたのは、天宝四載（745）だという。青詞については金子修一「唐代における郊祀・宗廟の運用」（『中国古代皇帝祭祀の研究』岩波書店、2006 年、365 頁、424 頁）、祝板については同「皇帝支配と皇帝祭祀：唐代の大祀・中祀・小祀を手がかりに」（同書所収（初出 1976 年））を参照。
- 50 『翰林学士院旧規』（宋・洪遵『翰苑群書』所収（知不足齋叢書本））
旧例、宰相及使相官告、並使五色背綾金花紙、節度使並使白綾金花紙、命婦即金花羅紙。
- 51 丁春梅「金花紙与中国古代公文用紙」（『档案学研究』2003-4）は、まず白紙を五色に染め、次にこれを綾で装幀し、最後に金銀粉を散らしたものだとして説明している。また明の方以智『通雅』卷三二でも、唐代の「背綾」を説明して「背綾とは、今（明代）でいう表装の綾のことである」（所云背綾、即今綾。）とする。
- 52 『冊府元龜』（宋版）卷六〇、帝王部、立制度
（元和）八年八月壬寅、吏部奏請、差定文武官告紙軸之色物。五品已上、用大花異文綾紙、紫羅襪、檀木軸。六品已下朝官、并内装写、許与大花綾襪、余小花綾紙、通用紫綾襪、檀木軸。命婦邑号、許用色綾・花素紙、小花諸色錦襪、紅牙軸。其紅地・獨窠・錦金・線花綾、紅牙・撥鑊・鈿軸等、除恩賜、請並禁斷。從之。
- 53 『唐会要』卷八二、考下には、大中六年（852）七月のこととして、「請准吏部告身及礼部春闈牒、每人各出錢取贖。其得殊考者出一千文、上考者出五百文、其錢便充写考牒紙筆雜用。」とあって、吏部の考功が考牒（考課の成績証明）の発行に際して、告身や進士の合格証明と同様に、授与者に金銭を納めさせ、紙墨等の費用に充てんことを請う史料がある。ここから、当時、告身の発行に手数料を徴収していたことがわかり、『冊府元龜』卷五〇七、『唐会要』九三にのせる開成三年七月勅に、公廩本錢の一つとして「吏部告身錢」の名が見えることから、告身錢と呼ばれていたと考えられる。告身錢は五代以降、綾紙錢と呼ばれて告身の材料費を捻出するための資金源となり、貧者は告身を受けられず、勅牒による仮の任官通知を受け取るだけであったという（矢木毅「高麗時代の銓選と告身」『高麗官僚制度研究』京都大学学術出版会、2008 年（初出 2000 年）132～133 頁）。このほか五代・宋の綾紙や綾紙錢については、杜文玉『五代十国制度研究』第四章「職官制度」五「官告院与綾紙錢」（人民出版社、2006 年）、鄒賀「綾紙考」（『中国史籍与文化』2014-4）などを参照。
- 54 ただし、北宋・陸游の『老学庵筆記』卷六には「江鄰幾嘉祐雜誌言、唐告身初用紙、肅宗朝有用絹者、貞元後始用綾。予在成都見周世祖除劉仁贍侍中告、乃用紙、在金彦亨尚書之子処。」とあって、唐の告身は初めは紙を使用し、肅宗朝になると絹を用いるものもあり、貞元の後にはじめて綾を用いたとする。これに従えば、唐代告身の料紙は原則として紙であったが、唐後半期になると絹や綾を用いるものもあったことになる。実際に絹や綾に書かれた告身が存在したのか、それとも裏打ち用の絹や綾のことが誤って伝わった結果の記述なのかは、今のところよくわからない。
- 55 別録とは賜物などを別紙として一覧にしたもののこと。別録については、前掲註 21 中村『唐代制勅研究』583～589 頁、前掲註 32 橋本「徳川美術館所蔵『成祖永楽帝勅書』の基礎的考察」を参照。
- 56 『翰林学士院旧規』には「答蕃書并使紙及宝函等事例」として唐末の外交文書の料紙、函などの様式を載せている（詳細は前掲註 21 中村『唐代制勅研究』848 頁以降を参照）。これら異なる時代の諸様式を比較検討することで外交文書に関する新たな知見を得られる可能性もあり、後攻を俟ちたい。
- 57 翰林学士は、中書舍人やそれ以前に存在した弘文館学士や集賢院学士などと異なり、天子に直隸する存在であった。詳細は山本隆義『中国政治制度の研究：内閣制度の起源と発展』（東洋史研究会、1968 年）第八章を参照。
- 58 礪波護「唐代の制詔」『唐代政治社会史研究』同朋舎出版、1986 年（初出 1975 年）173 頁。
- 59 『翰林院故事』（宋・洪遵『翰苑群書』所収（知不足齋叢書本））
故事、中書以黃白二麻、為綸命重輕之辨、近者所出独得用黃麻。其白麻皆在此院、自非国之重事・拜授将相・德音・赦宥、則不得由於斯。
- 60 『翰林志』には「元和初、置書詔印、学士院主之。」、『冊府元龜』卷五五〇、詞臣部、総序には「元和初、学士印別置書詔印。」とあって、翰林学士用に「書詔印」が置かれたことを示している。なお、これは「書詔印」という文字が刻まれた印が置かれたということではなく、翰林院から発出する「詔」や皇帝書簡のための印

が置かれたという意味である。

61 小野達哉「兩制制度の成立」『東洋史研究』57、1998年、18頁。

62 前掲註18大庭「魏晉南北朝告身雜考」11頁。

63 前掲註18大庭「魏晉南北朝告身雜考」では北朝の黄白の觀念についてあまり触れられていないので、今後、こういった白を重視する觀念がどこに起因するものか、北朝を中心に探る必要もあろう。

64 『旧唐書』卷一四八、李藩伝

制勅有不可、遂於黄勅後批之、吏曰宜別連白紙、藩曰別以白紙、是文状、豈曰批勅耶。

65 前掲註21中村『隋唐王言の研究』64頁。

66 以下、本段落の蝶に関する議論の詳細は、前掲註24拙稿「唐代公文書体系試論」を参照。

67 『唐律疏議』賊盜律第二六条疏

依令、文案不須常留者、每三年一揀除。

室山留美子・穴澤彰子「吐魯番北涼文書の作成、保存、再利用、廃棄、埋納過程に関する一考察」(『都市文化研究』11、2009年)では、実際の北涼時代文書が10年未滿で廃棄されていることや、官文書が廃棄後に副葬品の素材となっていることを論じている。唐代より前の事例であるが、文書のライフサイクルについて原文書から考察した研究として大変に興味深い。

68 竺沙雅章「漢籍紙背文書の研究」『京都大学文学部研究紀要』14、1973年。

69 『文苑英華』卷五一一「故紙判」(一部字句を『全唐文』卷九八一を参考に改めた)

州申遠年故紙、請充公廩支用。

対。六合為家、万方同貫、用人文以成化、藉鳥章而理物。由是簿書嶽峙、文帳波流、酬答極於嵇康、沈迷昏於公幹。案牘之理、義在隨時。曹局之資、固宜適用。即有年代浸遠、事跡淪沒。寘諸幽閣、疑孔壁而生塵。納以敝扇、同汲書而有蠹。桃花之色、對春園而欲脫。魚網之彩、俯秋水而將沈。羊統則不任補袍、揚雄乃纔堪蓋醬、令式既標年歲、州縣自有準繩。何事強申、方求取決、請以狀下、任依彝途。

なお、判とは官僚の事務手続き上の判断を文書化したものをいう。挙合格者が受験する吏部試では試験科目の一つとしてこの能力が試された。さらに、試験の習作や模範解答が判文という一つの文学作品のジャンルとなっている。「故紙判」は、執筆時期こそ不明であるが、吏部試の合格答案の一つと考えられている。こういった唐代の判についての詳細は大野仁「唐代の判文」(滋賀秀三編『中国法制史：基本史料の研究』東京大学出版会、1993年)を参照。

70 こういった唐代後半期の地方財政の構造については、渡邊信一郎「唐代後半期の地方財政：州財政と京兆府財政を中心に」(『中国古代の財政と国家』汲古書院、2010年(初出1990年))を参照。

71 斯波義信『宋代商業史研究』第三章第二節「紙」、風間書房、1968年、242頁。

72 この地域の製紙業・出版業についての詳細は、大澤正昭・佐々木愛・小川快之・戸田裕司・小島浩之「福建北部歴史調査報告：『清明集』的世界の地理的環境と文化的背景〈建寧府篇〉」(『上智史学』57、2012年)の六「刻本・印刷」も参照のこと。

73 稻藁、麦藁、サトウキビ、パピルス、竹など中空の茎(これを稈という)を持つ植物の繊維のこと。

74 『端明集』卷三一、文房雜評(一作四説)

吾嘗禁所部、不得輒用竹紙、至於獄訟未決而案牘已零落、况可存之遠久哉。

蔡襄は竹紙の産地である福建の出身であり、福建路転運使も務めているから竹紙のこともよく知っていたと考えられる。この記録は当時の官文書料紙としての竹紙に対する評価として貴重な史料である。

75 『文房四譜』卷四、紙譜には「蜀中多以麻為紙、有玉屑・屑骨之号」とあって屑骨紙が蜀の麻紙の名称の一つであることがわかる。

76 『慶元条法事類』卷一六、文書門一、文書〔勅令式〕、令、文書令

諸飜録制勅・赦書・德音、其紙用黄〔須無粉藥者〕、奏御文書及帳籍・獄案、不得用屑骨若竹紙・牋紙。

77 前掲註71斯波『宋代商業史研究』247頁。

78 『石林燕語』卷三

学士制不自中書出、故独用白麻紙而已、因謂之白麻。今制不復以紙辨、号為白麻者、亦池州楮紙耳。

79 『蜀錢譜』(『說郛』宛委山堂本、卷九八)

広都紙有四色。一曰仮山南、二曰仮榮、三曰冉村、四曰竹糸、皆以楮皮為之。其視浣花牋、紙最清潔。凡公私簿書・契券・凶籍・文牒、皆取給于是。広幅無粉者、謂之仮山南。狭幅有粉者、謂之仮榮。造於冉村曰清水、造於龍溪郷曰竹糸【原文は紙、「四曰竹糸」の記述から糸に改める】。蜀中經史子籍、皆以此紙伝印。而竹糸之輕細似池紙、視上三色價稍貴。近年又做徽池法、作勝池紙、亦可用但未甚精緻爾。

80 『宋会要輯稿』刑法二之一一、刑法禁約

(大中祥符五年七月)十九日開封府言。三司先降紙式、並長二尺三寸、付洪・歙州擣造。除給中書・樞密・学士院外、自余止用次等黄紙。非詔勅所用、悉染淺色。近日頗有踰式者、望申明前禁。從之。

このほか、『慶元条法事類』では、南宋における詔勅料紙の大きさを高さ一尺三寸(約40cm)、長さ二尺(約61cm)と規定し、その他の官私文書はこの長さに達してはならないとされている。

『慶元条法事類』卷一六、文書門一、詔勅条制〔勅令格〕、令、雜令

諸詔勅紙〔高壹尺參寸長式尺者。余官私紙高長、不得至此。〕及写宣紙、各不得私造及売、違者紙仍没官。

81 このほか、旧広島藩主浅野家所蔵「永樂六年勅書」(浅野長武「明成祖より足利義持に贈れる勅書に就いて」『史学雑誌』29-1、1918年)があり、東京大学史料編纂所に写真(台紙付写真-155-4655)が残っているが原

本の所在は不明である。また、清朝になってから返却された琉球国王宛の明朝の詔勅二通（中国第一歴史档案館所蔵「万曆三十一年詔」および旅順博物館所蔵「崇禎二年勅諭」）が中国で発見されている。前者については朱淑媛「新発現的明代冊封琉球国王詔書原件」（『歴史档案』1995-2）を、後者については徐恭生「崇禎二年“皇帝勅諭”についての一考察」（『歴代宝案研究』3・4 合併号、1993年）をそれぞれ参照のこと。

82 「永楽五年明主勅書」の繊維分析結果については、高島晶彦「明代皇帝勅書の料紙について」（本報告書所収）を、「成化二十三年勅諭」の繊維分析結果については、国指定文化財等データベースの「明孝宗勅諭（琉球国中山王尚真宛）」<<http://kunishitei.bunka.go.jp/bsys/maindetails.asp>>（2018年1月5日最終確認）の解説を参照。

83 前掲註 82 高島「明代皇帝勅書の料紙について」

84 前掲註 82 高島「明代皇帝勅書の料紙について」

85 『考槃余事』巻二、国朝紙

永楽中、江西西山置官局造紙。最厚大而好者、曰連七、曰觀音紙。有奏本紙、出江西鉛山。有榜紙、出浙之常山・直隸・廬州・英山。有小箋紙、出江西臨川。有大箋紙、出浙之上虞。今之大内用細密酒金五色粉箋・五色大簾紙・酒金箋。有白箋、堅厚如板、兩面研光如玉潔白。有印金五色花箋、有磁青紙、如段素堅韌可宝。近日吳中無紋酒金箋紙為佳。松江潭箋不用粉造、以荊川連紙稍厚研光、用臘打各色花鳥、堅滑可類宋紙。新安做造宋藏經箋紙亦佳。折旧裱画卷綿紙、作画甚佳有則宜収蔵之。

86 丁春梅「明代官府公文用紙与档案的保護」『福建師範大学学報』（哲学社会科学版）2003-1。

87 劉仁慶『中国古紙譜』知識産権出版社、2009年、171頁（日本語版：福島守訳『紙譜：中国の古紙と手漉き紙』知識産権出版社、2013年、208頁）

88 『天工開物』巻中、殺青、造皮紙

凡皮紙、楮皮六十斤、仍入絶嫩竹蔴四十斤、同塘漂浸、同用石灰漿塗、入釜煮糜。近法省蓄者、皮竹十七而外、或入宿田稻藁十三、用葉得方、仍成潔白。凡皮料堅固紙。其縦文扯断如綿糸、故曰綿紙、衡断且費力。其最上一等、供用大内糊窓格者、曰樞紗紙。此紙自広信郡造、長過七尺、闊過四尺。五色顔料、先滴色汁槽内和成、不由後染。其次曰連四紙、連四中最白者曰紅上紙。皮名而竹与稻藁參和而成料者、曰揭帖呈文紙。芙蓉等皮造者統曰小皮紙、在江西則曰中夾紙。河南所造、未詳何草木為質、北供帝京、産亦甚広。又桑皮造者曰桑穰紙、極其敦厚、東浙所産、三吳収蚕種者必用之。凡糊雨傘与油扇、皆用小皮紙。

89 高島晶彦「箭付料紙の自然科学的手法による検討」『画像史料解析センター通信』76、2017年。

箭付とは明代において官府が発行する下行文書である。そもそも箭付とは宋代の箭子をその淵源とする。宋代の箭子には「中書門下、樞密院が勅令を待たずに細事に関して命令を下すもの」と『上殿奏事』の際に用いられるもの（平田茂樹『宋代政治構造研究』汲古書院、2012年、300頁）があり、前者のうち翰林学士院に送付するものを「箭送」、その他の百司に送付するものを「箭付」と称したという（同『宋代政治構造研究』335頁）。百司宛のものは文書末尾に充所を「右箭付某某」（右、箭して某某に付す）と記すことから、「箭付」という言葉が生まれ、明代に見られるような下行文書としての「割付」という文書様式が分化・成立したものと考えられる。宋代の箭式については、小林隆道「宋代使帖『文書』の様式と機能：蘇州玄妙觀『天慶觀尚書箭并部符使帖』を事例に」（前掲註 31『宋代中国の統治と文書』所収（初出 2009年））を参照。

わが国に現存する割付は、文禄の役後の講和处理の中で、秀吉配下の武將に発給された任官通知として使われたもので、毛利輝元宛（毛利博物館所蔵）、上杉景勝宛（上杉神社所蔵）、前田玄以宛（東京大学史料編纂所所蔵）の三通がある。いずれも 2015 年度と 2016 年度に調査を実施し、筆者も現物を熟覧する機会を得た。毛利宛割付と上杉宛割付では、付与する官名を記した部分二カ所が改変されていることは知られていたが、改変方法が本紙を切り取った後で別紙を裏から貼り当てたものであること、別紙の紙種が毛利宛割付は竹紙、上杉宛割付は雁皮紙であることなどが、今回の観察・調査により明確となった。

また、毛利宛割付の改変部分が「同知」の二字、上杉宛割付の改変部分が「督同知」の三字であることから、毛利宛割付は「都督僉事」用の空名割付を、上杉宛割付は「都指揮使」用の空名割付を改変したものである可能性が高まった。これらの詳細については上記の高島論文のほか、須田牧子「原本調査から見る豊臣秀吉の冊封と陪臣への授職」（黒嶋敏・屋良健一郎編『琉球史料学の船出』勉誠出版、2017年）も参照。

90 須田牧子『『蔣洲咨文』について』『東京大学史料編纂所研究紀要』23、2013年。

咨とは同品官庁・官人間の平行文書であり、その淵源は、宋において学士院から三司への移文（平行文書）を特に咨と呼んだ事による。元になると二品以上の官庁・官人間における平行文書として機能するようになり、以後、清まで高品の官庁間の平行文書として機能した様式である。詳細は徐望之『公牘通論』第三章第四款第一節および田中謙二「元典章文書の研究」（『田中謙二著作集』2、汲古書院、2000年）374頁を参照。

91 『少室山房筆叢』巻四

凡印書、永豊綿紙上、常山東紙次之、順昌書紙又次之、福建竹紙為下。綿貴其白且堅、柬貴其潤且厚。順昌堅不如綿、厚不如柬。直以価廉取称。閩中紙短窄蠶脆、刻又舛訛、品最下而直最廉。

92 前掲註 85『考槃余事』中の連七紙は楮紙であったが、ここでの連七紙は文脈から判断して竹紙のことを指す。連七とは原料繊維の種類を問わず、大きさ（紙の判型）を表す言葉である。

93 『五雜俎』巻一二、物部四

至於今時、有剛連・連七・毛辺之目、尤極腐爛、入手即碎、而人喜用之者、価直輕爾。毛辺之用、上自奏牘、下至東帖短札、遍於天下、稍湿即腐、稍蔵即蠹、紙中第一劣品、而世用之不改者、光滑便於書也。

94 清・胡韞玉『紙説』用料

今日紙料厥為三種、精者用楮、其次用竹、其次用草。而敝布・漁網・乱麻・綿繭、以及海苔之属、無有用之

- 者。…今之紙料、以竹為普、及以楮為名貴、他不及也。
- 95 後述する「万曆二十三年豊臣秀吉誥命」（大阪市立博物館所蔵）は錦を竹紙で裏打ちしてある。勘合割印割書のための折れ跡や、朱印の裏移り跡が、表面の錦と裏面の竹紙でずれていることから、本来の裏打ち紙を改装時に再利用したものと推測される（高島晶彦氏からのご教示による。前掲註 32 橋本論文註 16 も参照）。竹紙は皇帝下達文書そのものに使われることはなかったが、総裏の素材としては明代から利用されていた。
- 96 岡墨光堂「紙質検査一覽」『修復』6、2000 年
- 97 中国における蠟箋紙（蠟引きによって艶を出した紙）とは異なり、研花紙（版木を使用して紙に文様を磨き出した紙）を指している。高橋裕次『『から紙』について：蠟箋の技法と変遷』皆川完一編『古代中世史科学』下巻、吉川弘文館、1998 年。
- 98 田代和生「朝鮮国書・書契の原本データ」『日韓歴史共同研究報告書』第 2 分科篇、日韓歴史共同研究委員会、2005 年。
- 99 宋・贊寧『大宋僧史略』巻中、祠部牒附の註には「告身即戒牒也」とあって、僧尼の受戒証明である戒牒も告身と呼ばれたようである。
- 100 拙稿「南宋告身二種管見：併論インターネット情報と歴史学研究」漢字文献情報処理研究会編『論集：中国学と情報化』好文出版、2016 年。なお、大庭脩は、宋代において告身は「告詞」とも呼ばれたとしているが（大庭脩「唐告身の古文書学的研究」前掲註 18『唐告身と日本古代の位階制』所収（初出 1960 年）、「告詞」とは「告」で始まる告身末尾の符の文言を指す言葉である。また宋代では寄祿官の授与に「告身」、差遣の授与には「勅黄」を用いたとする見解（包偉民・鄭嘉励『武義南宋徐謂礼文書』中華書局、2012 年）もあるが、今後の検討が必要であると考えられる。
- 101 『宋会要輯稿』職官一一之六七～六八、官告院、宣和元年二月二十九日中書省・尚書省言
諸官告院製造告身・法物、応用綾錦、私輒倣織造及買販・服用者、許人告、賞錢三十貫。従之。
『宋史』巻一六三、職官三、吏部、官告院
宣和元年詔、官告院立条、凡製造告身法物、応用綾錦、私輒放効織造及買販・服用者、立賞許告。
- 102 「熙寧二年司馬光告身」は『書道全集』15（平凡社、1954 年）を、「元祐元年司馬光告身」は王競雄『『司馬光左僕射告身』書法述介』（『故宮文物月刊』284、2006 年）を、「元祐三年范純仁告身」は近藤一成『『長編』に収録された蘇東坡の一逸話をめぐって』（『アジア史における年代記の研究』（昭和 60 年度科学研究費（総合研究 A）研究成果報告書）、1986 年）を参照。このうち熙寧二年司馬光告身は熟覧調査により無着色の綾織物であることを確認している。元祐元年司馬光告身と「元祐三年范純仁告身」は博物館の展示ケース越しに一部を実見しただけなので、織りの種類までは確認できていないが五色の絹織物である。
- 103 『宋会要輯稿』職官一一之六八、官告院
（建炎三年）六月十八日詔、封贈官告如闕綾羅、即以絹充、仍於左藏庫支絹三百疋、次色錦五十五疋製造。
- 104 「唐律」詐偽、第六條
諸詐為制書及增減者絞〔口詐伝及口増減、亦是〕。未施行者、減一等〔施行、謂中書覆奏及已入所司者。雖不関由所司、而詐伝増減、前人已承受者、亦為施行。余条施行準此〕。其収捕謀叛以上、不容先聞而矯制、有功者奏裁、無功者、流二千里。
- 105 『宋会要輯稿』職官一一之六九、官告院
（紹興）六年二月十六日詔、偽告綾紙・度牒依詐為制書法断罪。先是、工部言、官告院所用綾紙花様不一、易以偽冒。乞下文思院別織一体花様、仍於綾上織字号、專充官告。其倣製之人、乞重立法。故有是詔。
- 106 呂祖謙告身の詳細は前掲註 100 拙稿「南宋告身二種管見」を参照。この論文では「文思院とは宋代に官給品を製作した技術部門で、告身の綾にこういった文字が織り込まれたとする文献記録は管見の限り知り得ず、今後の検討を要する興味深い事例である。」（71～72 頁）と記したが、前掲註 105 の『宋会要輯稿』にあるように、紹興六年に定められた様式に即した織文様であることが確認できた。
- 107 『鶴林玉露』巻二、告命
告身皆制綾為之。
- 108 前掲註 53 鄒賀「綾紙考」によれば、宋代の度牒は黄紙や綾紙が適宜使われていたが、神宗の元豊五年（1082）に綾紙を使用することに定まったという。
- 109 『大宋僧史略』巻中、祠部牒附原註
唐祠部牒皆綾素・錦素・鈿軸、盖綸誥也。非官何謂。
詳細は笠沙雅章「寺院文書」（『中国仏教社会史研究』増訂版、2002 年、朋友書店（初出 1992 年））を参照。
- 110 『草木子』巻三下、雜制篇
元之宣勅皆用紙。一品至五品為宣、色以白。六品至九品為勅、色以赤。雖異乎古之誥勅用織綾、亦甚簡古而費約、可尚也。
- 111 拙稿「東京大学総合図書館所蔵鷗外文庫『明代勅命』管見」『漢字文献情報処理研究』10、2009 年。
- 112 前掲註 111 拙稿「東京大学総合図書館所蔵鷗外文庫『明代勅命』管見」および「勅諭・誥命」『日明関係史研究入門：アジアのなかの遣明船』村井章介編集代表、勉誠出版、2015 年。
- 113 いずれの誥命も内容に関する基礎的研究としては、大庭脩「豊臣秀吉を日本国王に封ずる誥命について」（『関西大学東西学術研究所紀要』4、1971 年）を参照。
- 114 河上繁樹「織技から見た明代の誥勅」（本報告書所収）。
- 115 前掲註 111 拙稿「東京大学総合図書館所蔵鷗外文庫『明代勅命』管見」13 頁。